

寝屋川市公共施設等総合管理計画 改定版



<目次>

1	計画の概要	1
(1)	計画策定の目的	1
(2)	改定の主旨	1
(3)	計画の位置付け	2
(4)	計画期間と目標値	2
(5)	対象範囲	3
2	人口の動向	4
(1)	人口の推移	4
(2)	将来人口の推計	5
3	財政の状況	7
(1)	普通会計	7
ア	歳入の推移	7
イ	歳出の推移	8
(2)	地方公営企業会計	10
ア	水道事業会計	10
イ	下水道事業会計	13
4	公共施設等の現状と課題	15
(1)	公共施設等の現状	15
ア	公共建築物	15
イ	インフラ	21
ウ	土地	28
(2)	公共施設等の課題	29
ア	改修・更新費用	29
イ	改修・更新費用の推計から導き出される課題	36
5	公共施設等の管理に関する基本的な方針	37
	【保全 ～まもる～】	38
ア	点検、診断等	38
イ	長寿命化を前提とした維持管理、修繕、更新等	38
ウ	安全確保	39
エ	耐震化	39
	【総量抑制 ～おさえる～】	40
	【民間活力の活用 ～いかす～】	41
ア	集約・複合化を前提とした施設整備	41
イ	長寿命化対策に有効な技術の活用	41
ウ	設備の更新	41

6	施設総量のダウンサイジングを行った場合の削減効果	42
7	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	43
	(1) 公共建築物・土地	43
	(2) インフラ	43
8	計画の推進体制	44
	(1) 全庁的な推進体制の構築	44
	(2) 人材育成	44
	(3) 計画的な予算確保	45
	(4) 施設情報の一元管理	45
	(5) 計画策定後の進め方	45

1 計画の概要

(1) 計画策定の目的

寝屋川市では、高度経済成長期の人口急増に伴う行政ニーズの拡大を背景に、小中学校、保育所、幼稚園等の公共建築物、道路、橋梁、上下水道等のインフラなど、公共施設等を集中的に整備しました。これらの多くは、老朽化に伴う本格的な大規模改修や更新の時期を迎え、今後、多額の財政需要が見込まれる状況にあり、本市の行財政運営に与える影響は少なくありません。

また、人口減少と少子高齢化の進行は、税収の減少や社会保障関連経費の増加を招き、財政状況は更に厳しさを増すことが見込まれるとともに、公共施設等の利用需要が質・量共に変化していくことが想定されることから、時代に即した施設の配置とサービスの提供について検討する必要があります。

今後、公共施設等の最適な配置を実現し、限られた財源で適切な維持管理・更新を行っていくためには、公共施設等の現状や課題を調査・分析し、施設全体の状況を把握した上で、既存施設を可能な限り有効活用する工夫が重要となります。

以上を踏まえ、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を総合的かつ計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、その最適な配置を実現するため、今後の公共施設等の在り方についての方針を示す「寝屋川市公共施設等総合管理計画」を策定します。

(2) 改定の主旨

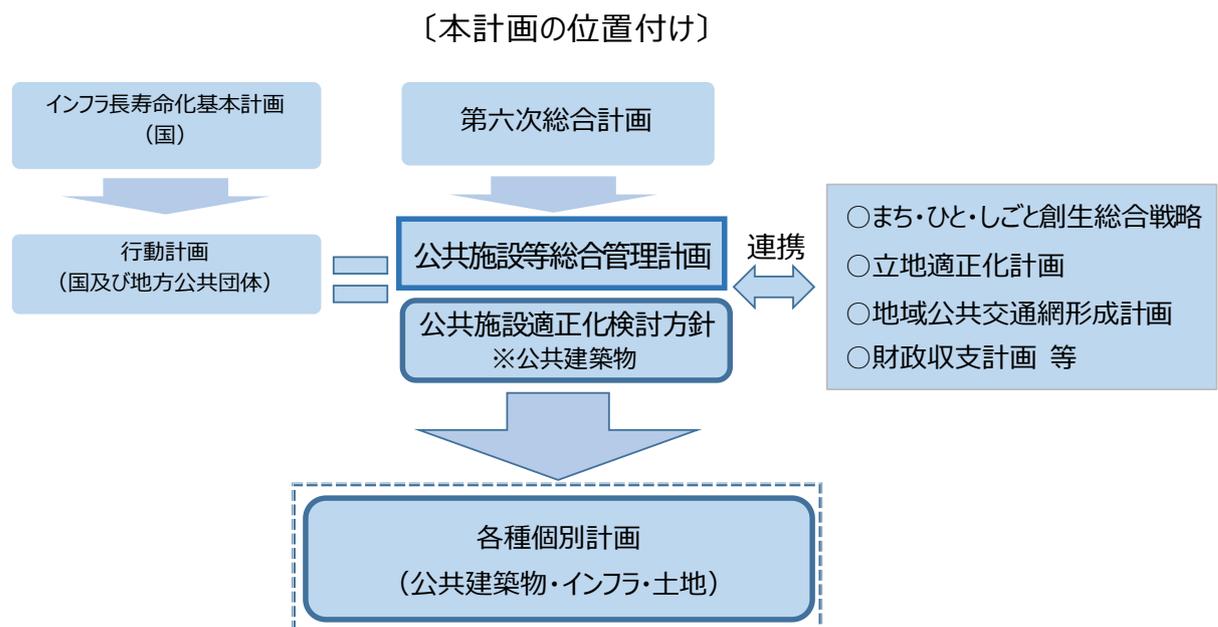
本計画では公共施設等を長期的視点に立って総合的かつ計画的な管理を行うため策定しているものですが、本計画の策定（平成 28 年度）以降、令和 2 年度には個別の方針や取組を示す「寝屋川市公共施設等総合管理計画 個別計画（アクションプラン）」、市民サービスの提供を公共交通機関の結節点である駅周辺に集約する「市民サービスの『ターミナル化』推進計画」を策定し、新たに市民の利便性を最優先にした検討を行い、将来の市民サービスの規模・在り方を含めた公共施設・機能・サービスの再配置・集約化を推進しています。

また、取組を進めていく上でダウンサイジングにより市民サービスの低下を招く恐れがあることから、令和 5 年度には「市民サービスの充実・強化」と「施設総量のダウンサイジング」を同時に実現するための方策を示す「寝屋川市公共施設適正化検討方針」（以下「適正化検討方針」という。）を策定しており、それらの内容等と整合を図るため、現状において必要な改定を行います。

(3) 計画の位置付け

施設管理に関する基本方針として、公共施設等の施設ごとの個別計画の上位計画として位置付け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「立地適正化計画」「地域公共交通網形成計画」「財政収支計画」等の各種計画との連携を図ります。

なお、本計画の施行時点で既に策定済みの関連計画については、本計画の個別計画として位置付けます。



(4) 計画期間と目標値

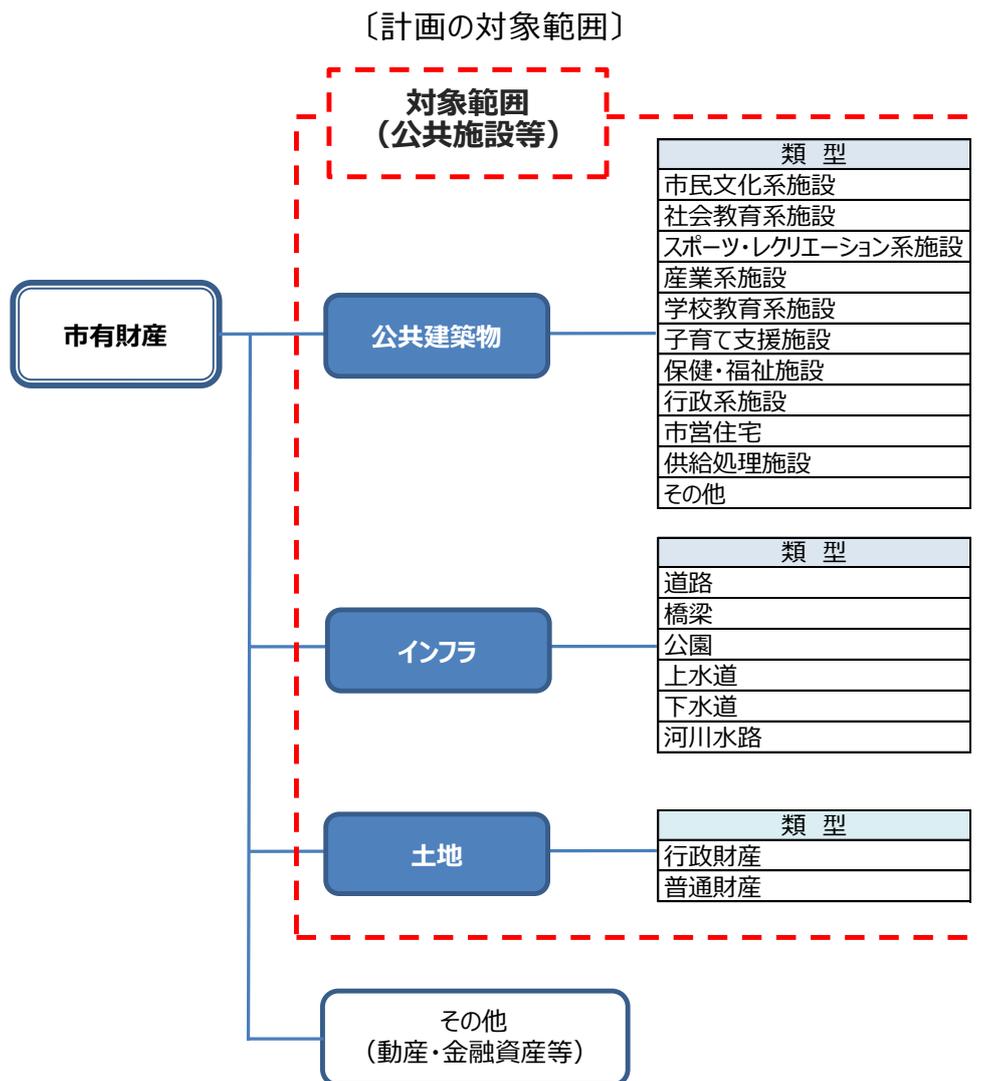
社会経済情勢の変化へ柔軟に対応するとともに、適正化検討方針（公共建築物）におけるダウンサイジング目標との整合を図るため、計画期間は令和 24 年度までとします。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24												
当初期間	10年																																					
適正化検討方針							ダウンサイジング目標 今後20年間で56,887㎡（約13.5%）削減するため、 10年間で約28,500㎡（約6.8%）の削減を目指す。																															
改定版											約20年																											

(5) 対象範囲

本市が所有する全ての公共建築物、インフラ、土地を「公共施設等」と位置付け、本計画の対象とします。

なお、対象となる施設等の総量や会計の情報については、改定時点で公表している令和5年度の内容を記載しています。



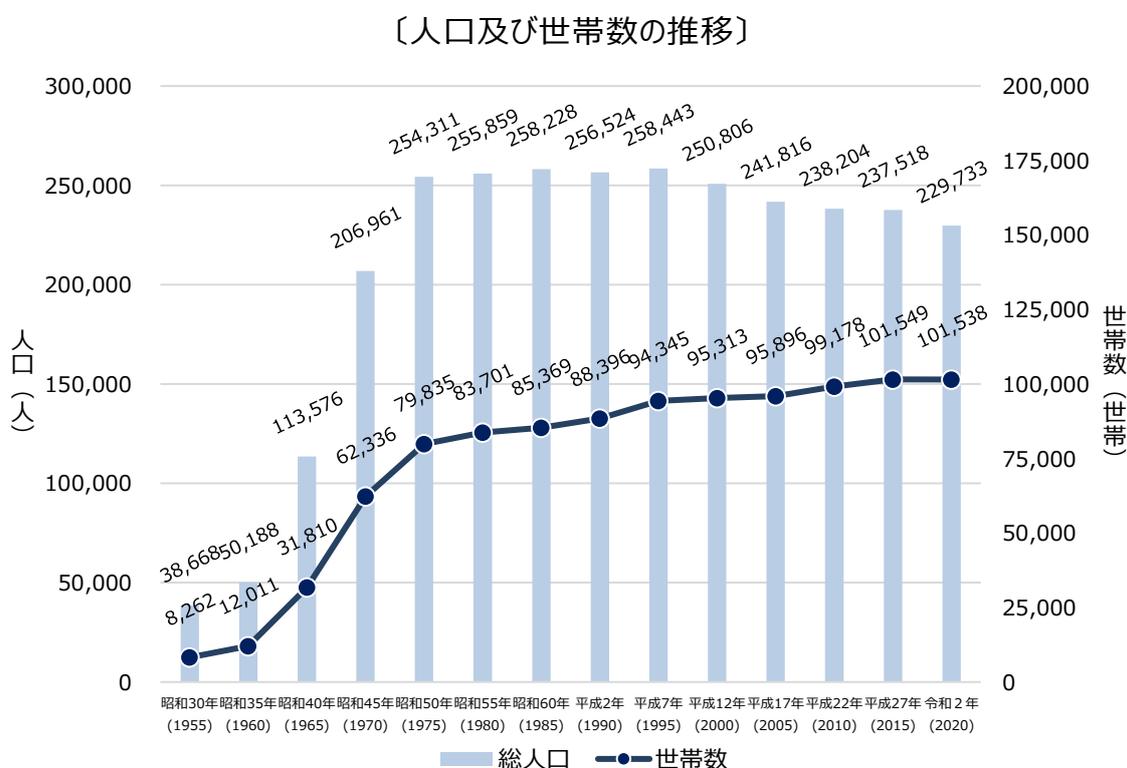
2 人口の動向

(1) 人口の推移

市制施行時（昭和 26 年）に約 3 万 5,000 人であった人口は、高度経済成長期を経て大幅に増加し、昭和 40 年に 10 万人を、昭和 50 年に 25 万人を超えました。特に、昭和 40 年から昭和 45 年までの 5 年間は、人口が約 11 万人から約 20 万人まで、およそ 2 倍の急激な人口増加となりました。

昭和 50 年以降、約 25 万人から 26 万人で推移する状況が続き、平成 7 年の約 26 万人をピークに減少に転じており、令和 2 年度の国勢調査では、約 23 万人となっています。

なお、世帯数については、高度経済成長期には人口と同様に急増し、人口が減少に転じた平成 7 年以降においても、都市化、核家族化の進行等により増加傾向にあります。



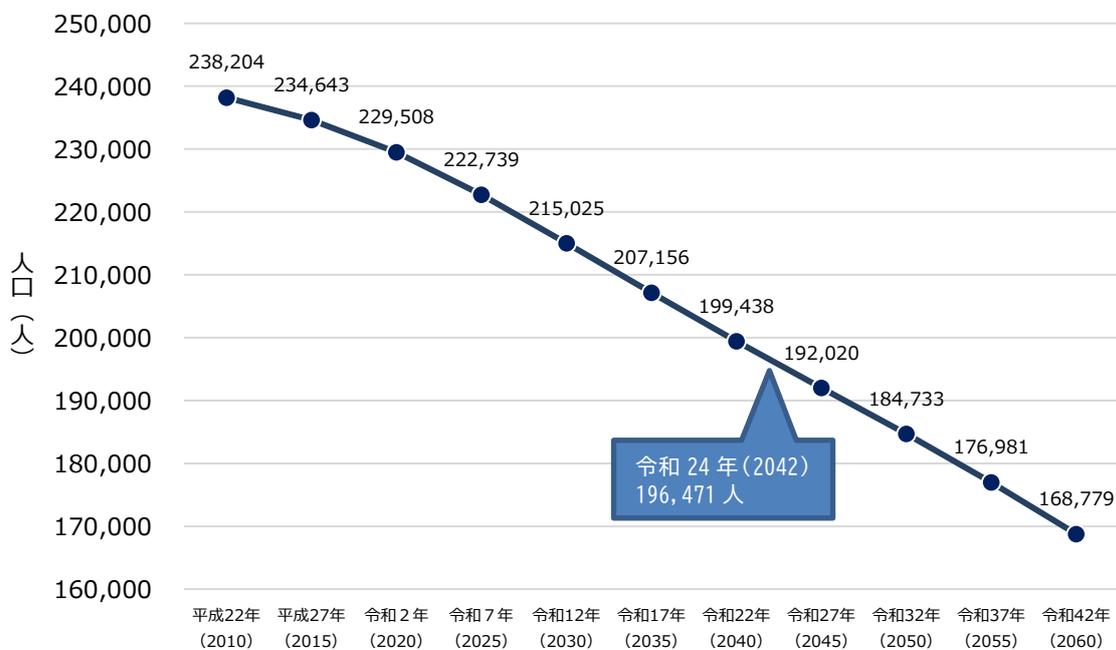
出典：国勢調査

(2) 将来人口の推計

将来人口の推計結果を寝屋川市人口ビジョンから算出すると、総人口は、令和24年には約19万6,000人まで減少します。また、総人口に占める老年人口の割合は上昇する一方、生産年齢人口、年少人口の割合は低下することが予測されます。

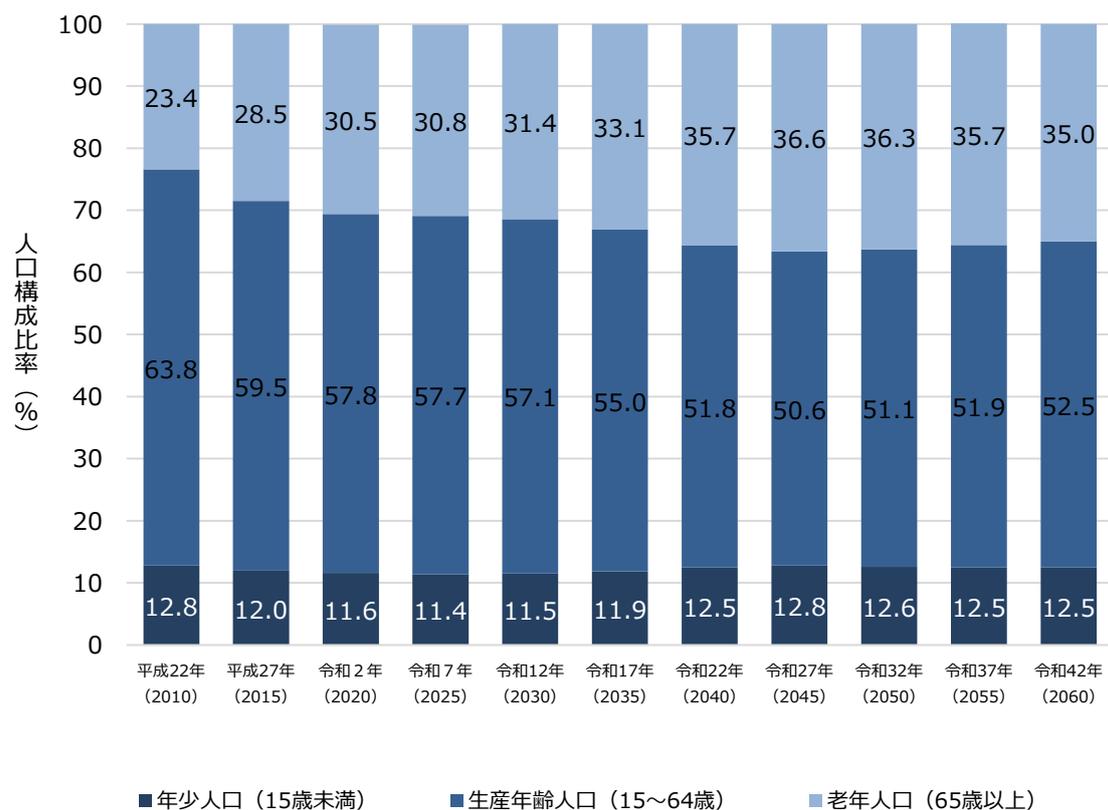
このように人口減少、少子高齢化が進行することを踏まえ、人口減に見合った公共施設等の保有水準、世代構成の変化による社会ニーズの変化に対応した機能を提供する必要があります。

〔将来人口の推計〕



出典：寝屋川市人口ビジョン

〔年齢3区分の推計〕



出典：寝屋川市人口ビジョン

3 財政の状況

(1) 普通会計

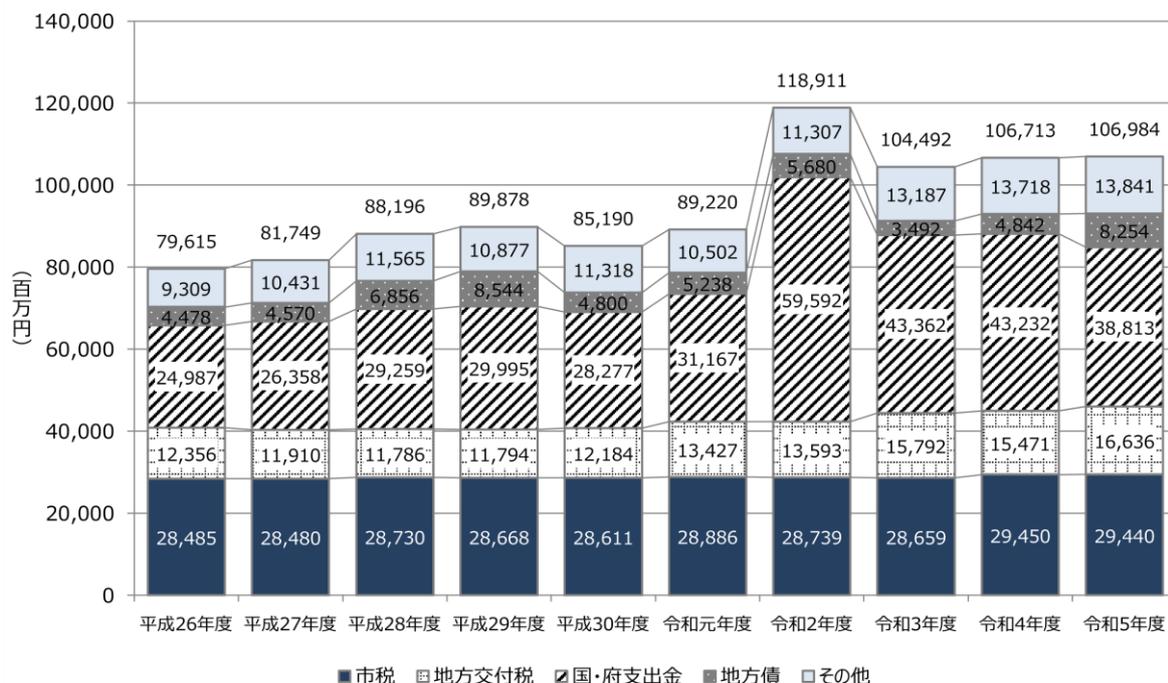
ア 歳入の推移

本市の令和5年度における普通会計歳入は約1,070億円となっています。その内訳は、国・府支出金が388億円と最も多く全体の約36パーセントを占めており、市税が294億円で約28パーセント、地方交付税が約166億円、その他財源が約138億円、地方債が約83億円となっています。

歳入の推移を見ると、平成26年度以降令和元年度までは800億円から900億円まで推移しており、内訳に大きな変化は見られませんでした。令和2年度以降については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金等の国・府支出金の歳入が増加しています。

今後、生産年齢人口の減少に伴い、個人市民税等が減少することが見込まれます。

〔普通会計歳入（決算額）の推移〕



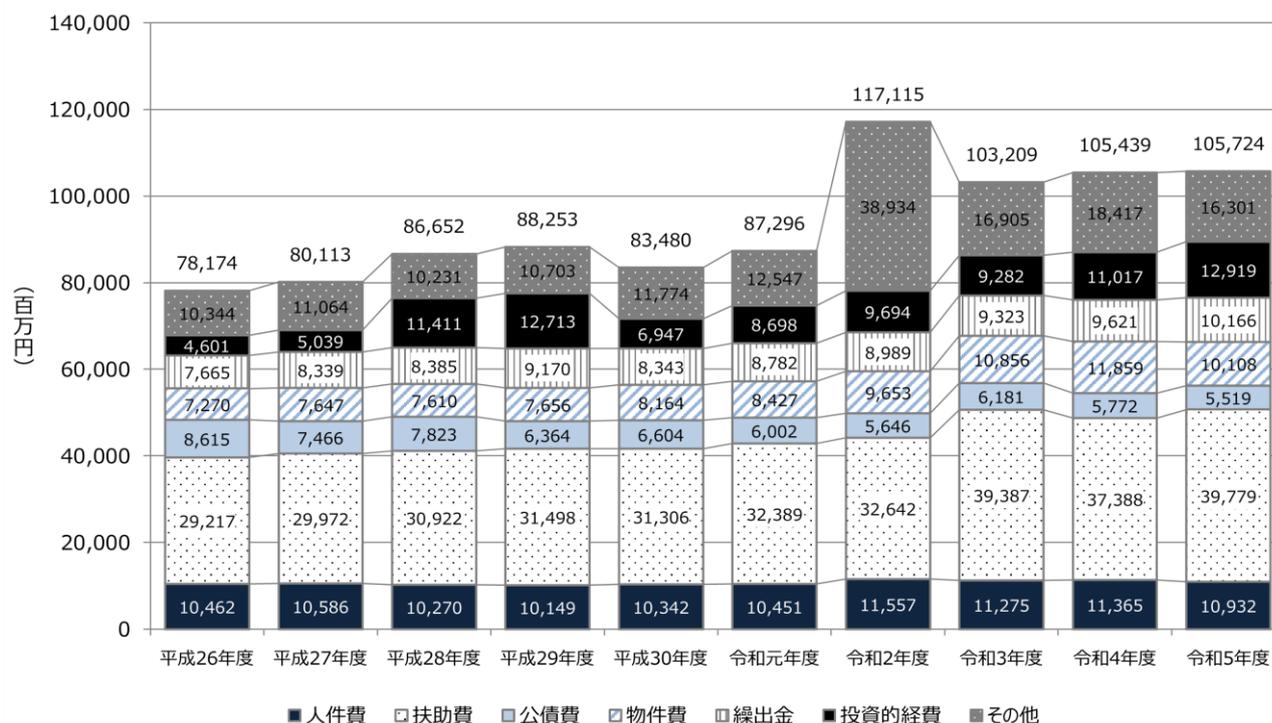
イ 歳出の推移

本市の令和5年度における普通会計歳出は約1,057億円となっています。その内訳は、扶助費が約398億円で全体の3分の1以上を占めており、その他、投資的経費、人件費となっています。

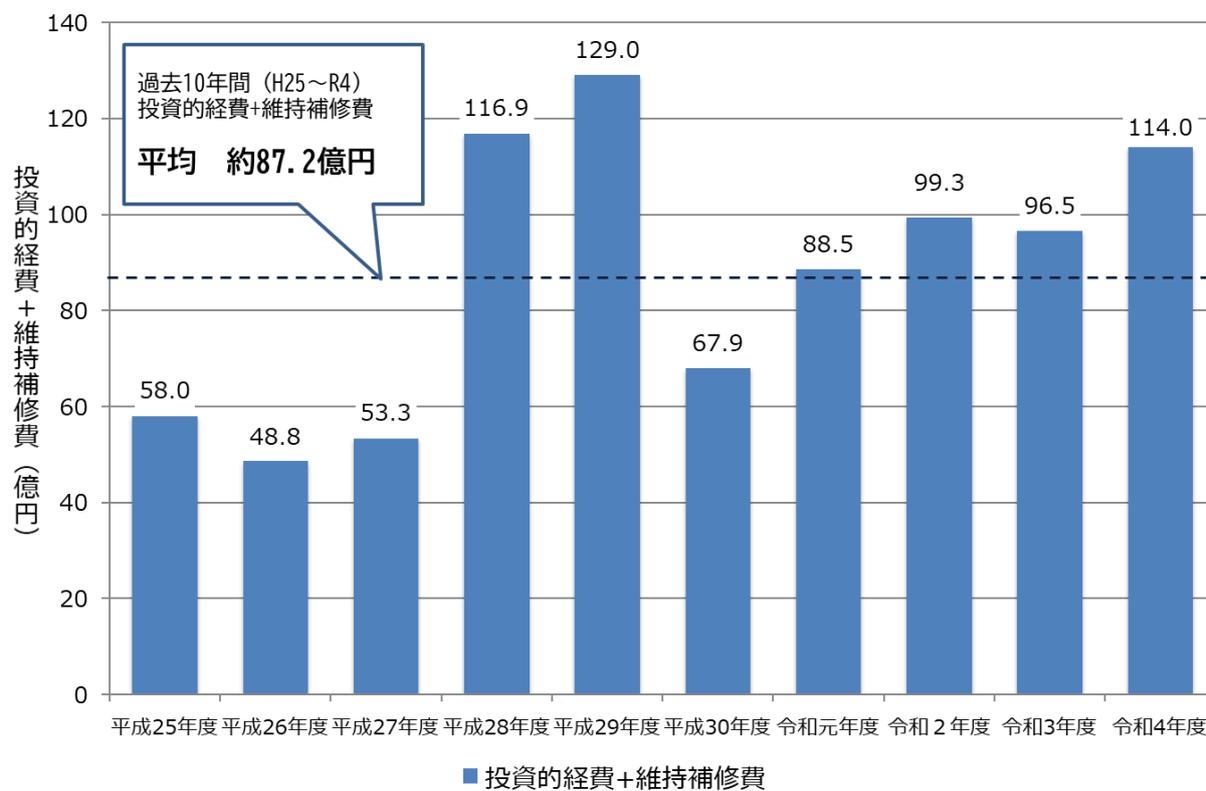
歳出の推移を見ると、扶助費、投資的経費が増加傾向となっており、維持補修費を合わせた投資的経費等は、年度当たり平均87.2億円で推移しています。

全体に占める義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の割合は平成26年度で約62パーセントであったのに対し、令和5年度では約53パーセントと減少していますが、今後、少子高齢化の進行に伴い、扶助費を始めとする義務的経費が増加することが見込まれます。

〔普通会計歳出（決算額）の推移〕



〔過去10年間の投資的経費等の推移〕



出典：寝屋川市公共施設適正化検討方針

(2) 地方公営企業会計

ア 水道事業会計

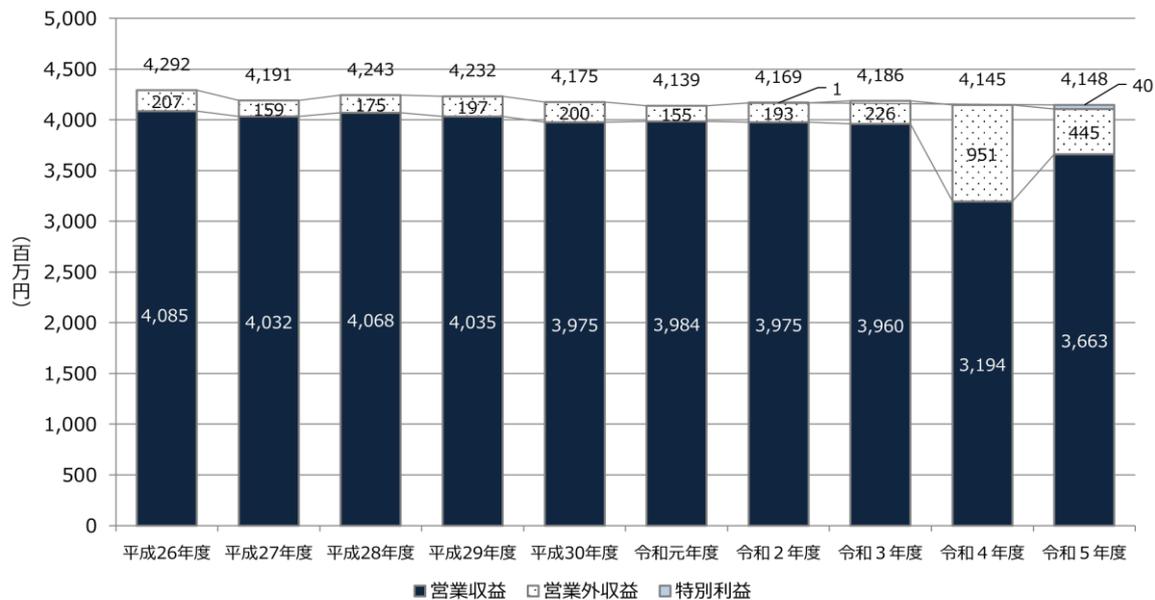
収益的収入の推移を見ると、営業収益が減少傾向にあり、収益的支出の推移について見ると、営業費用も減少傾向にあります。

また、資本的収入の推移について見ると、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて楠根配水場受水池更新工事など、平成 29 年度は高宮あさひ丘配水場更新工事などにより、企業債が増加していますが、近年は、企業債の発行抑制などにより、減少傾向にあります。資本的支出の推移について見ると、建設改良費は、年度当たり平均で約 11 億円ですが、平成 26 年度は楠根配水場受水池更新工事など、令和 4 年度は楠根配水場低区配水ポンプ更新工事などにより増加しています。

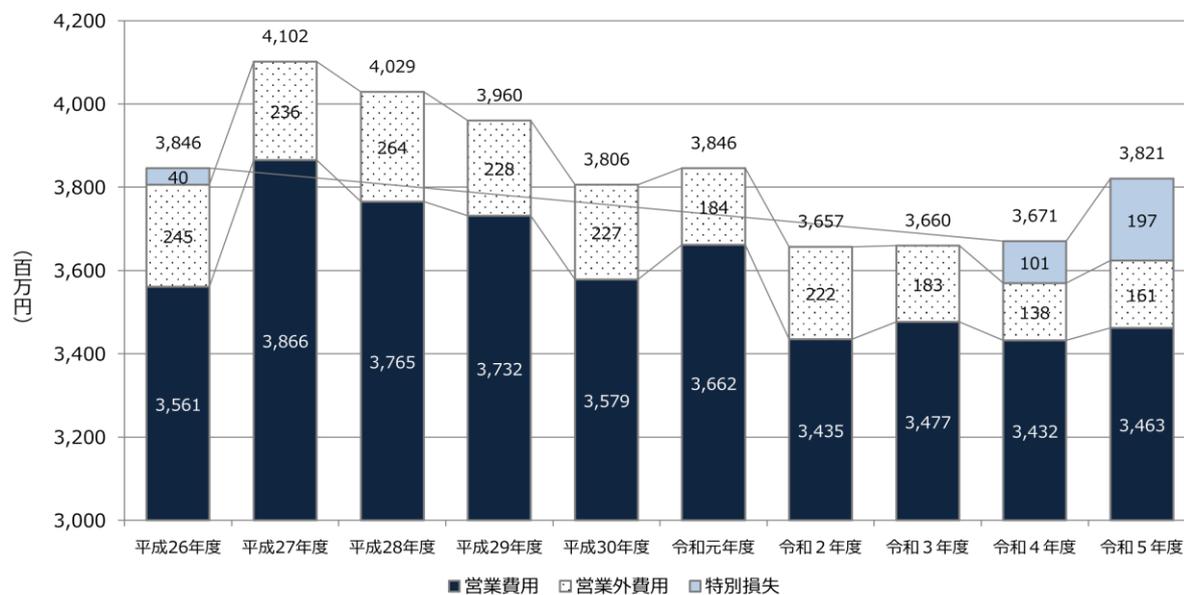
今後は、人口減少により給水収益が減少する中、老朽化した施設・管路の更新・耐震化の費用などに多額の財政負担が見込まれます。

なお、平成 26 年度から新会計基準を適用しています。

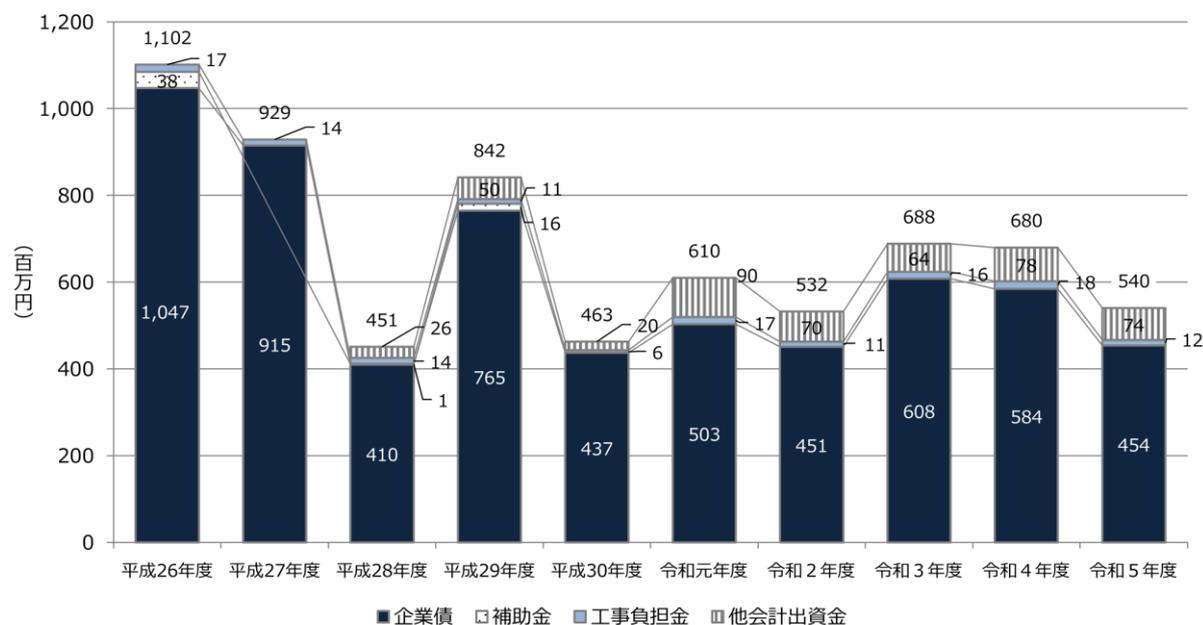
〔収益的収入（決算額）の推移〕



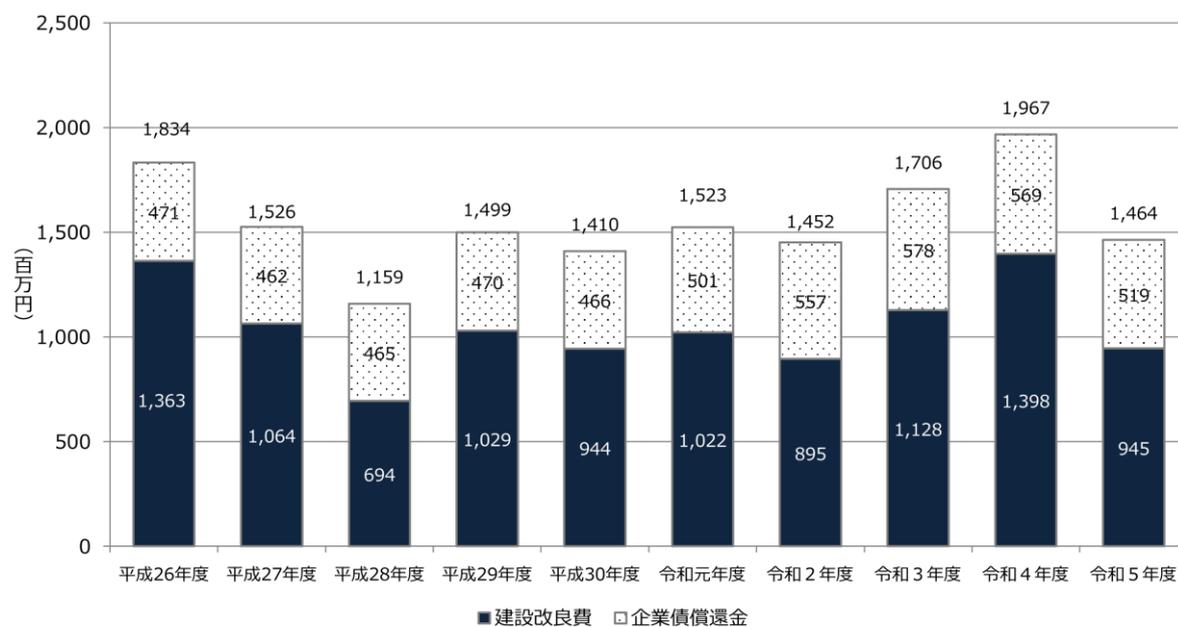
〔収益的支出（決算額）の推移〕



〔資本的収入（決算額）の推移〕



〔資本的支出（決算額）の推移〕



イ 下水道事業会計

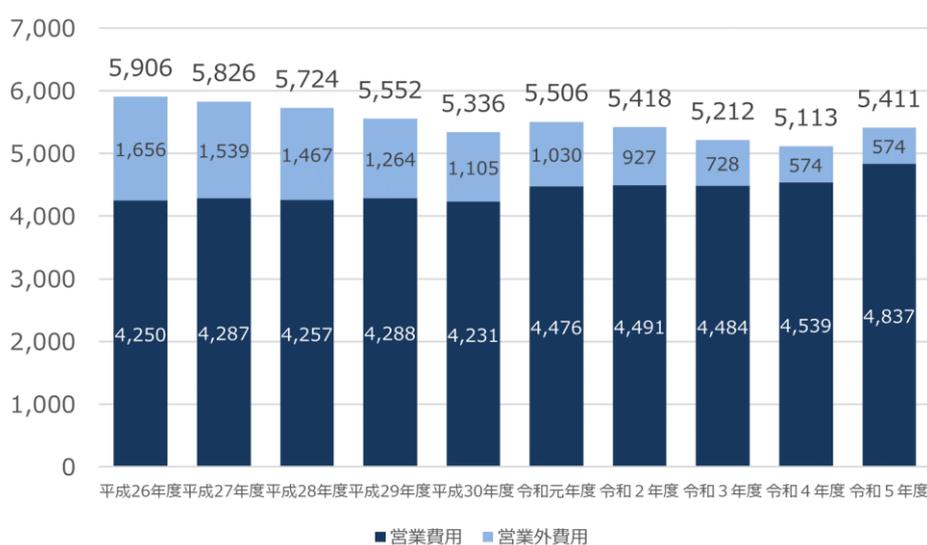
下水道事業会計に関しては、地方公営企業法適用以後、純利益を確保していますが、今後は、人口減少による下水道使用料収入の減少や老朽化した管渠等下水道施設の改築・更新費用などの増加が見込まれます。

なお、資本的支出の建設改良費は、年度当たり平均約 14.3 億円で推移しています。

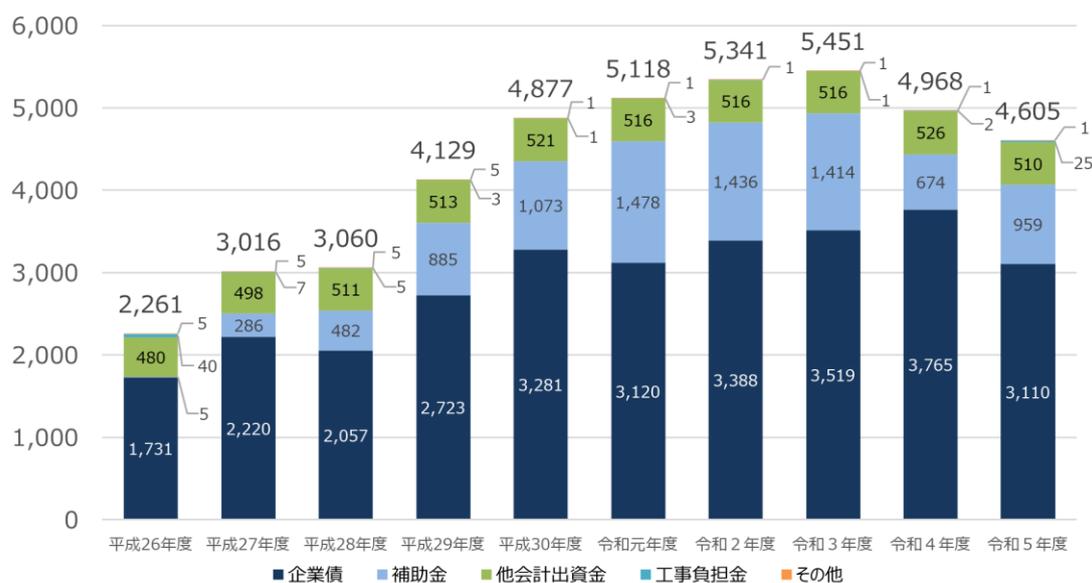
〔収益的収入（決算額）の推移〕



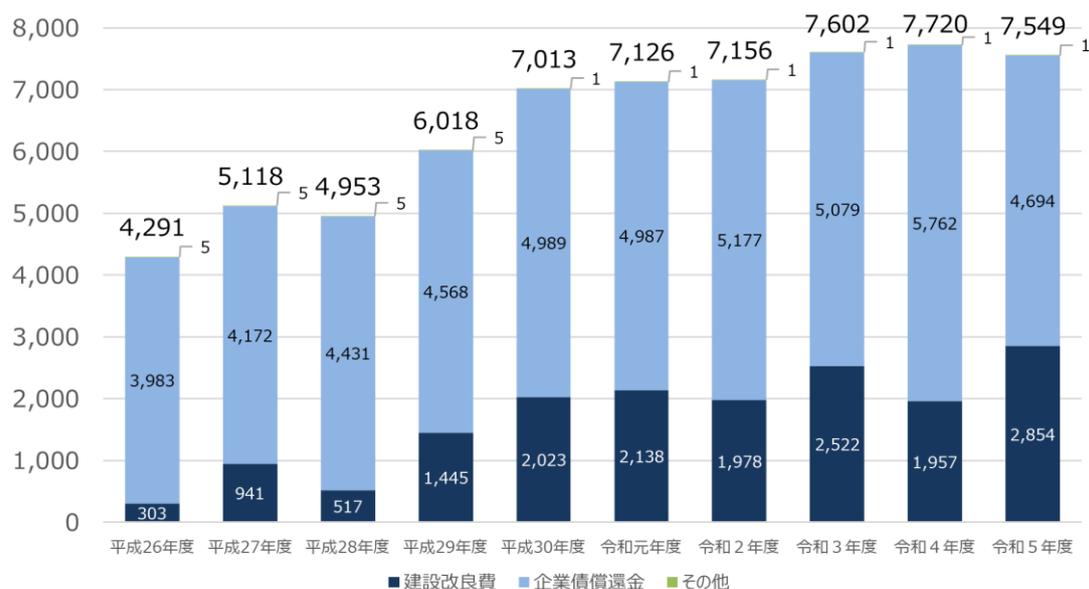
〔収益的支出（決算額）の推移〕



〔資本的収入（決算額）の推移〕



〔資本的支出（決算額）の推移〕



適正化検討方針における過去 10 年間の投資的経費の推移に合わせ、普通会計の投資的経費等と、地方公営企業会計の建設改良費平均額を合わせると、公共建築物、インフラに要した経費は、年度当たり平均 112.5 億円となります。

普通会計の投資的経費等、地方公営企業会計の建設改良費を合わせると、
年度当たり平均 112.5 億円の実績

4 公共施設等の現状と課題

(1) 公共施設等の現状

ア 公共建築物

(ア) 施設総量

本市の保有する公共建築物は 159 施設、420,358 平方メートルとなっています。

保有する公共建築物の 58.6 パーセントが学校教育系施設であり、次いで、行政系施設（7パーセント）と市民文化系施設（6.2パーセント）が続きます。

〔公共建築物の状況〕

施設類型	施設数	延床面積 (㎡)	施設総量に占める 延床面積の割合	市民1人当延床面積(㎡)	
				令和5年度 226,693人	令和24年推計 196,471人
市民文化系施設	11	26,200	6.2%	0.11	0.13
社会教育系施設	13	14,690	3.5%	0.06	0.08
スポーツ・レクリエーション系施設	3	8,576	2.0%	0.04	0.04
産業系施設	2	1,416	0.4%	0.01	0.01
学校教育系施設	37	246,313	58.4%	1.09	1.26
子育て支援施設	35	13,439	3.2%	0.06	0.07
保健・福祉施設	10	12,129	2.9%	0.05	0.06
行政系施設	15	29,334	6.9%	0.13	0.15
市営住宅	4	24,068	6.0%	0.11	0.12
供給処理施設	2	20,169	4.8%	0.09	0.10
その他	27	24,024	5.7%	0.10	0.12
	159	420,358	100.0%	1.85	2.14

※令和24年推計人数は、人口ビジョンの令和22年度と令和27年度の推計値から比例配分して算定

出典：寝屋川市公共施設適正化検討方針

(イ) エリア別公共施設面積

公共施設の適正規模及び適正配置を検討するに当たって、コミュニティセンターエリア及び中学校区別、施設類型別に延床面積等を整理しました。

市民文化系施設は、市民会館、地域交流センターが東コミュニティセンターエリアに、池の里市民交流センターが西コミュニティセンターエリアに配置されていることから、2つのエリアで延床面積が大きくなっています。

社会教育系施設では、エスポールが西南コミュニティセンターエリアに、学び館が東コミュニティセンターエリアに配置されていること等から延床面積が大きくなっており、その他の施設類型については、「コミュニティセンターエリア及び中学校区別公共施設面積」の状況となっています。

施設類型 (大分類)	施設類型 (小分類)	コミセンエリア		西北		南		東北		西		西南		東		ターミナル化	計
		中学校区 (R5.4.1)	人口(人)	第三	友呂岐	第七	中木田	第六	第十	第二	第八	第五	第九	第一	第四		
市民文化系 施設	集会施設	施設数(施設)	1		2		1		1	1	1			3			10
		延床面積(m ²)	1,236		1,861		1,239		4,148	1,290	1,220			5,176			16,170
		1人当延床面積(m ²)	0.0517		0.1127		0.0437		0.2007	0.0765	0.0606			0.2197			0.0713
	文化施設	施設数(施設)												1			1
		延床面積(m ²)												10,030			10,030
		1人当延床面積(m ²)												0.4258			0.0442
計		施設数(施設)	1		2		1		1	1	1		4			11	
		延床面積(m ²)	1,236		1,861		1,239		4,148	1,290	1,220		15,206			26,200	
		1人当延床面積(m ²)	0.0517		0.1127		0.0437		0.2007	0.0765	0.0606		0.6455			0.1156	
社会教育系 施設	図書館	施設数(施設)	1		1		1		1		1			1		2	8
		延床面積(m ²)	58		103		83		1,664		62			541		7,039	9,550
		1人当延床面積(m ²)	0.0024		0.0062		0.0029		0.0805		0.0031			0.0230		-	0.0421
	博物館等	施設数(施設)							1			2			2		5
		延床面積(m ²)							436			3,000			1,704		5,140
		1人当延床面積(m ²)							0.0211			0.1717			0.1268		0.0227
計		施設数(施設)	1		1		1		2		1		2	1	2	2	13
		延床面積(m ²)	58		103		83		2,100		62	3,000		541	1,704	7,039	14,690
		1人当延床面積(m ²)	0.0024		0.0062		0.0029		0.1016		0.0031	0.1717		0.0230	0.1268	-	0.0648
スポーツ・ レクリエー ション施設	スポーツ施設	施設数(施設)			1												1
		延床面積(m ²)			7,240												7,240
		1人当延床面積(m ²)			0.4385												0.0319
	レクリエー ション・観 光施設	施設数(施設)												1			1
		延床面積(m ²)												243			243
		1人当延床面積(m ²)												0.0103			0.0011
計		施設数(施設)			1								1			2	
		延床面積(m ²)			7,240								243			7,483	
		1人当延床面積(m ²)			0.4385								0.0103			0.0330	
産業系施設	産業系施設	施設数(施設)							1				1				2
		延床面積(m ²)								254			1,162				1,416
		1人当延床面積(m ²)								0.0123			0.0665				0.0062
	計		施設数(施設)							1			1				2
		延床面積(m ²)							254			1,162				1,416	
		1人当延床面積(m ²)							0.0123			0.0665				0.0062	
学校教育系 施設	小学校	施設数(施設)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		24
		延床面積(m ²)	13,356	10,822	11,463	11,977	13,957	12,511	13,879	13,652	13,086	12,301	13,138	14,753			154,895
		1人当延床面積(m ²)	0.5591	0.6675	0.6943	0.8696	0.4922	0.7910	0.6716	0.8099	0.6496	0.7041	0.5577	1.0979			0.6833
	中学校	施設数(施設)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		12
		延床面積(m ²)	6,940	6,276	6,687	7,468	7,863	6,497	7,383	7,296	6,796	6,807	7,784	8,896			86,693
		1人当延床面積(m ²)	0.2905	0.3871	0.4051	0.5422	0.2773	0.4108	0.3573	0.4328	0.3373	0.3896	0.3304	0.6620			0.3824
	その他教育 施設	施設数(施設)							1								1
		延床面積(m ²)							4,725								4,725
		1人当延床面積(m ²)							0.2987								0.0208
計		施設数(施設)	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	37	
		延床面積(m ²)	20,296	17,098	18,150	19,445	21,820	23,733	21,262	20,948	19,882	19,108	20,922	23,649		246,313	
		1人当延床面積(m ²)	0.8496	1.0546	1.0994	1.4118	0.7694	1.5006	1.0288	1.2428	0.9869	1.0937	0.8881	1.7599		1.0865	
子育て支援 施設	保育所	施設数(施設)	1		1				1	1			1		1		6
		延床面積(m ²)	978		1,092				879	607			793		1,645		5,994
		1人当延床面積(m ²)	0.0409		0.0661				0.0556	0.0294			0.0454		0.1224		0.0264
	幼稚園	施設数(施設)	1			1							1	1			4
		延床面積(m ²)	995			673							948	644			3,260
		1人当延床面積(m ²)	0.0417			0.0489							0.0543	0.0273			0.0144
	幼児・児童 施設	施設数(施設)											1				1
		延床面積(m ²)											1,752				1,752
		1人当延床面積(m ²)											0.1003				0.0077
留守家庭児 童会	施設数(施設)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	
	延床面積(m ²)	259	133	191	162	303	195	256	192	192	155	267	128			2,433	
	1人当延床面積(m ²)	0.0108	0.0082	0.0116	0.0118	0.0107	0.0123	0.0124	0.0114	0.0095	0.0089	0.0113	0.0095			0.0107	
計		施設数(施設)	4	2	3	3	2	3	3	2	2	5	3	3		35	
		延床面積(m ²)	2,232	133	1,283	835	303	1,074	863	192	192	3,648	911	1,773		13,439	
		1人当延床面積(m ²)	0.0934	0.0082	0.0777	0.0606	0.0107	0.0679	0.0418	0.0114	0.0095	0.2088	0.0387	0.1319		0.0593	

4 公共施設等の現状と課題

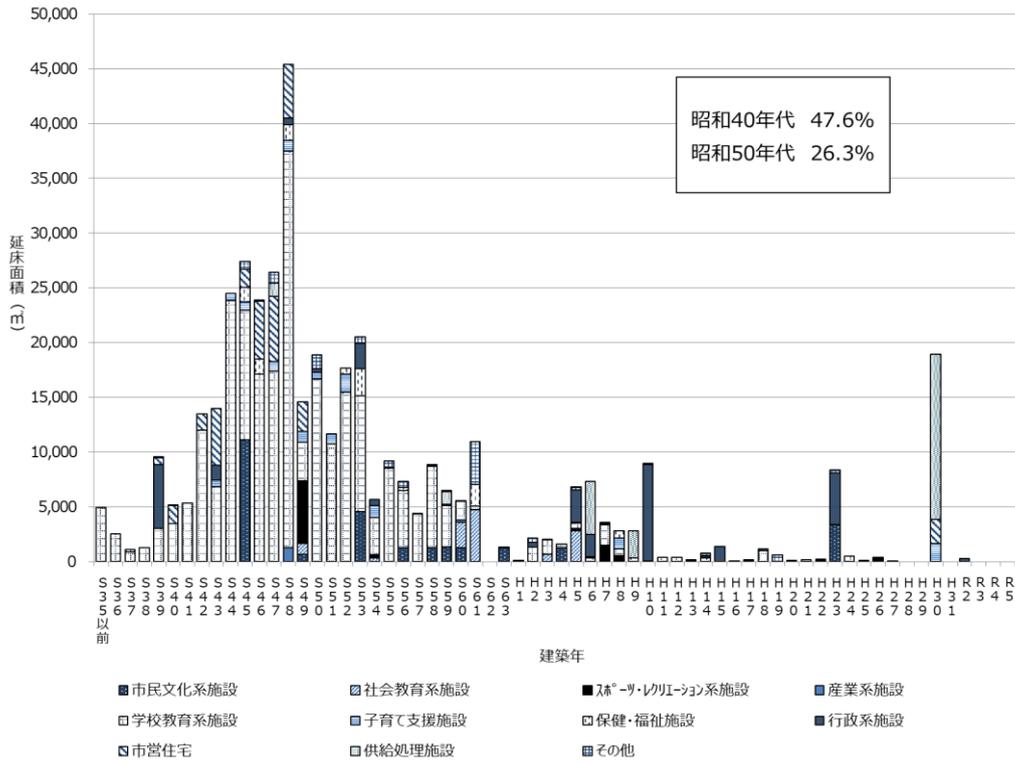
施設類型 (大分類)	施設類型 (小分類)	コミセンエリア	西北		南		東北		西		西南		東		ターミナル化	計	
		中学校区 人口(人) (R5.4.1)	第三	友呂岐	第七	中木田	第六	第十	第二	第八	第五	第九	第一	第四			
保健・福祉 施設	高齢福祉施設	施設数(施設)					1		1				1	1		4	
		延床面積(m ²)						1,301		1,518			238	584		3,641	
		1人当延床面積(m ²)						0.0459		0.0735			0.0101	0.0435		0.0161	
	障害福祉施設	施設数(施設)							2					1		3	
		延床面積(m ²)							3,488					1,065		4,553	
		1人当延床面積(m ²)							0.2205					0.0793		0.0201	
	保健施設	施設数(施設)							1	1				1		3	
		延床面積(m ²)							40	2,498			1,397			3,935	
		1人当延床面積(m ²)							0.0025	0.1209			0.0593			0.0174	
計	施設数(施設)						1	3	2				2	2	10		
	延床面積(m ²)						1,301	3,528	4,016			1,635	1,649		12,129		
	1人当延床面積(m ²)						0.0459	0.2231	0.1943			0.0694	0.1227		0.0535		
行政系施設	庁舎等	施設数(施設)			2				2				1	1	1	7	
		延床面積(m ²)			258				4,857				12,930	102	4,716	22,863	
		1人当延床面積(m ²)			0.0156				0.2350				0.5489	0.0076	—	0.1009	
	行政系施設	施設数(施設)			1				1				1	2		5	
		延床面積(m ²)			2,619				1,066				2,354	432		6,471	
		1人当延床面積(m ²)			0.1615				0.0516				0.0999	0.0321		0.0285	
計	施設数(施設)			1	2				3				2	3	1	12	
	延床面積(m ²)			2,619	258				5,923				15,284	534	4,716	29,334	
	1人当延床面積(m ²)			0.1615	0.0156				0.2866				0.6488	0.0397	—	0.1294	
市営住宅	市営住宅	施設数(施設)			1									3		4	
		延床面積(m ²)			830									23,238		24,068	
		1人当延床面積(m ²)			0.0503									1.7293		0.1062	
計	施設数(施設)			1										3	4		
	延床面積(m ²)			830										23,238	24,068		
	1人当延床面積(m ²)			0.0503										1.7293	0.1062		
供給処理 施設	供給処理施設	施設数(施設)			1			1								2	
		延床面積(m ²)			5,081				15,088								20,169
		1人当延床面積(m ²)			0.3078				0.9540								0.0890
計	施設数(施設)			1				1								2	
	延床面積(m ²)			5,081				15,088								20,169	
	1人当延床面積(m ²)			0.3078				0.9540								0.0890	
その他	公園墓地 集会所等	施設数(施設)	2	2	4		4	3	3		1		4	3	1	27	
		延床面積(m ²)	235	247	860		921	2,875	13,101		709		1,055	991	3,030	24,024	
		1人当延床面積(m ²)	0.0098	0.0152	0.0521		0.0325	0.1818	0.6339		0.0352		0.0448	0.0737	—	0.1060	
計	施設数(施設)	2	2	4		4	3	3		1		4	3	1	27		
	延床面積(m ²)	235	247	860		921	2,875	13,101		709		1,055	991	3,030	24,024		
	1人当延床面積(m ²)	0.0098	0.0152	0.0521		0.0325	0.1818	0.6339		0.0352		0.0448	0.0737	—	0.1060		
合 計	施設数(施設)	11	8	18	6	12	14	18	6	8	11	20	19	4	155		
	延床面積(m ²)	24,057	20,097	35,666	20,280	25,667	46,298	51,667	22,430	22,065	26,918	55,797	53,538	14,785	419,265		
	1人当延床面積(m ²)	1.0070	1.2396	2.1604	1.4724	0.9051	2.9273	2.5001	1.3307	1.0953	1.5407	2.3685	3.9841	—	1.8495		

出典：寝屋川市公共施設適正化検討方針

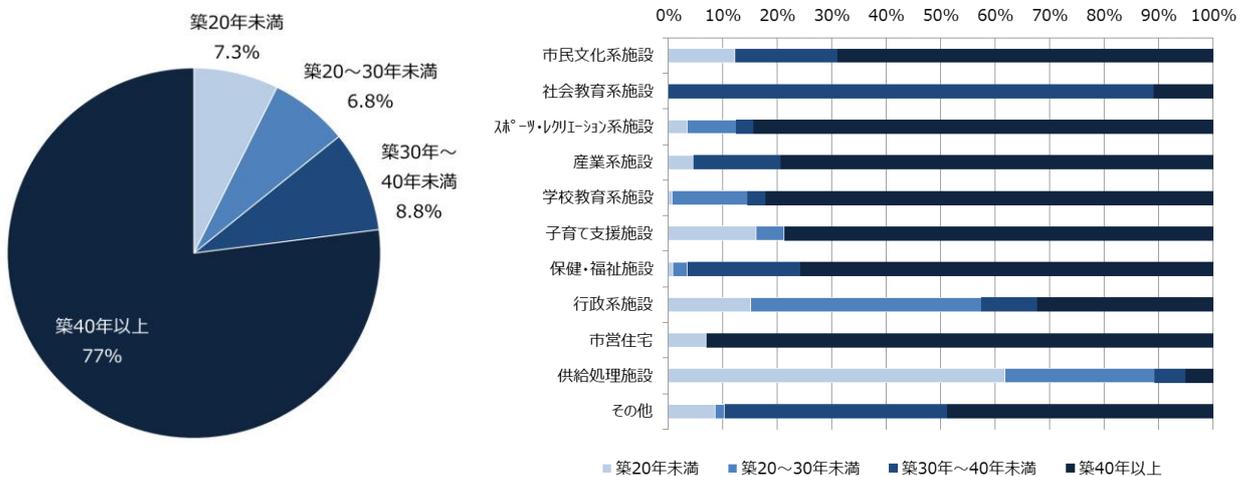
(ウ) 築年数

建築年別に見ると、昭和40年代から昭和50年代にかけて、多くの公共建築物が整備されていることが明らかとなっています。これらの建築物は、建築後50年程度が経過しており、その多くは老朽化が進んでいるものと考えられます。

〔建築年別整備状況〕



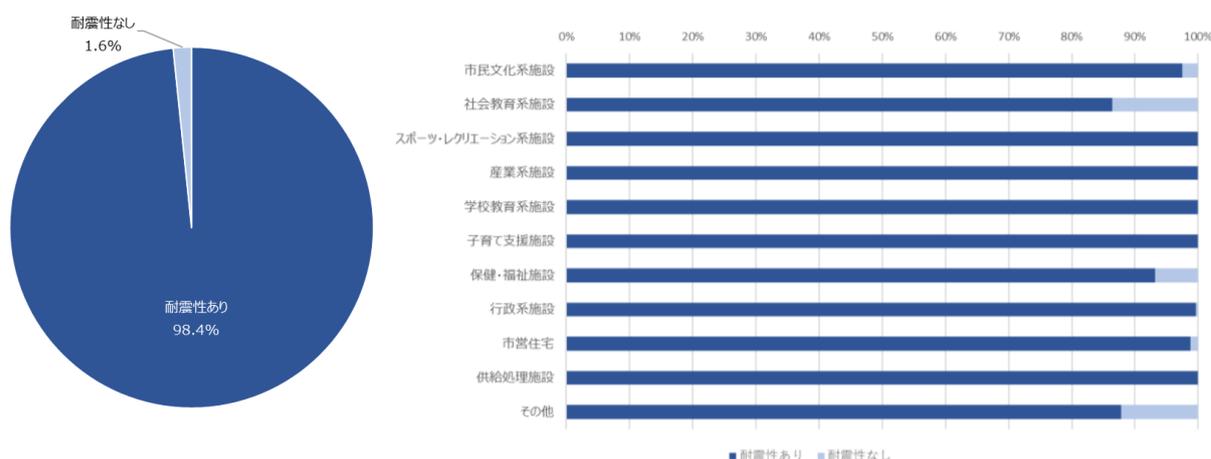
〔築年別延床面積〕



(I) 耐震性

全体の 98.4 パーセントが耐震性を有しており、学校教育系施設、子育て支援施設等で耐震化率が 100 パーセントとなっています。一方、未耐震の施設は全体の 1.6 パーセントとなっています。

〔耐震性の状況〕



(オ) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物など）の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を見ることで、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。

一般的に、数値が高いほど老朽化が進んでいる施設等が多いことを表し、経過年数とともに数値が上昇します。

$$\text{減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産の取得原価}}$$

〔有形固定資産減価償却率の推移〕

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有形固定資産減価償却率	67.3%	68.8%	69.8%	71.2%	68.4%

(カ) 延床面積の他市比較

公共施設の規模や配置については、市域面積や人口規模、交通利便性等の影響により、望ましい規模や配置は市によって異なりますが、1人当たりの延床面積を比較するため、人口規模が類似する他市との比較により本市の公共施設の現状について整理しました。

〔類似市との比較〕

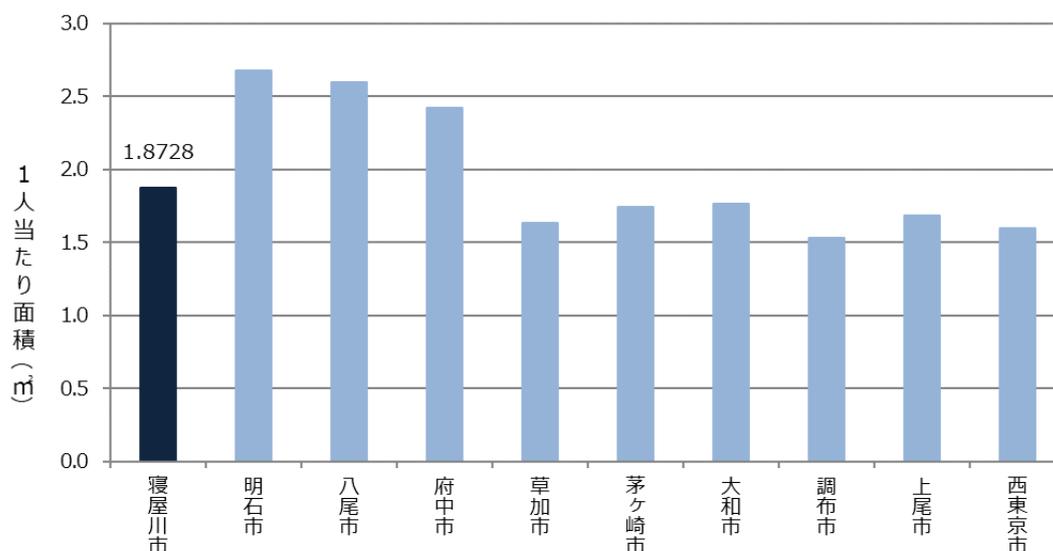
類似市9市との比較では、1人当たりの延床面積は明石市、八尾市、府中市に次いで10市中4番目に高い値となっています。

	市域面積 (km ²)	人口 (人)	延床面積 (m ²)	1人当延床面積 (m ²)
寝屋川市	24.70	229,733	430,250	1.8728
明石市	49.42	303,601	813,303	2.6789
八尾市	41.72	264,642	688,163	2.6004
府中市	29.43	262,790	636,648	2.4226
草加市	27.46	248,304	405,479	1.6330
茅ヶ崎市	35.70	242,389	422,560	1.7433
大和市	27.09	239,169	422,260	1.7655
調布市	21.58	242,614	371,686	1.5320
上尾市	45.51	226,940	382,860	1.6871
西東京市	15.75	207,388	331,231	1.5972

出典：国勢調査、公共施設状況調（令和2年度）

出典：寝屋川市公共施設適正化検討方針

〔類似市の1人当延床面積〕



イ インフラ

(ア) 道路

管理している実延長は2,099路線315,372メートルで実延長面積は1,994,154平方メートルとなっています。これ以外に令和5年度に28路線を市道として認定しており、今後も当面は一定の割合で認定路線数が増えていくことが想定されます。また、実延長に対する舗装率の割合は、99パーセントを超えて推移しています。

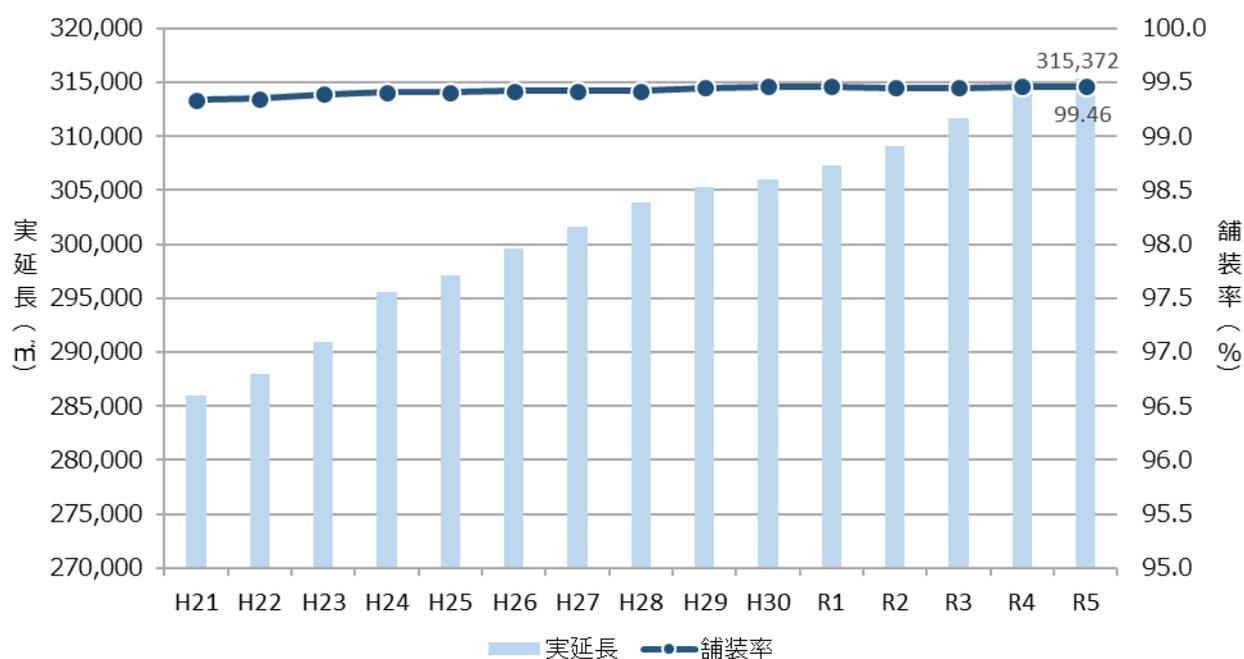
そのほか、市道認定以外の管理道路、鉄道四駅の駅前広場なども管理しています。

〔道路の整備状況〕

路線数2099路線（R5年度中の認定増28路線を除く）

	総延長 (道路敷)	実延長内訳					重用	未供用	
		道路	橋梁	合計(敷)	道路部	車道			中央帯
延長(m)	330,146	313,209	2,330	315,372			287	6,978	7,796
面積(m ²)	2,104,144	1,979,513	14,663	1,994,154	1,862,607	1,332,318	1,211	79,368	30,622

〔実延長及び舗装率の推移〕



(イ) 橋梁

管理している橋梁は 277 橋あり、橋梁の実延長は 2,330 メートル、面積 14,663 平方メートルとなっています。

〔市が管理している橋梁〕



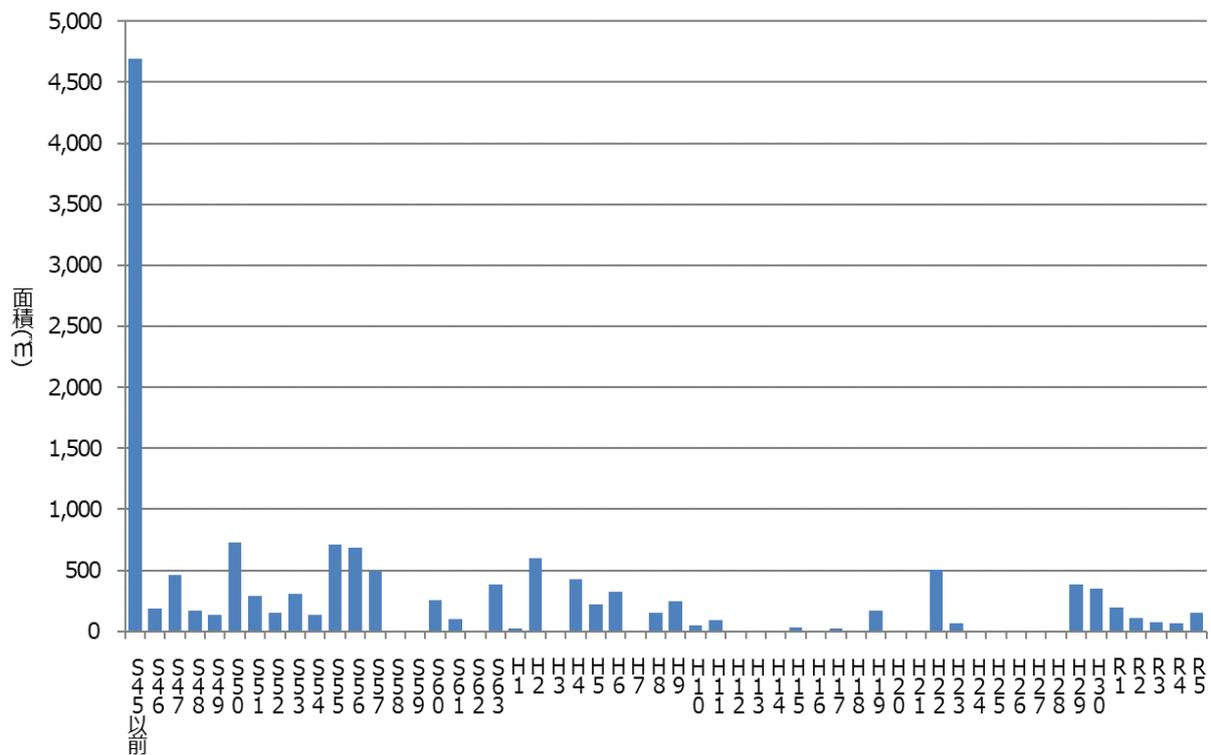
■ 橋長 15m 以上の橋梁



■ 橋長 15m 未満の橋梁

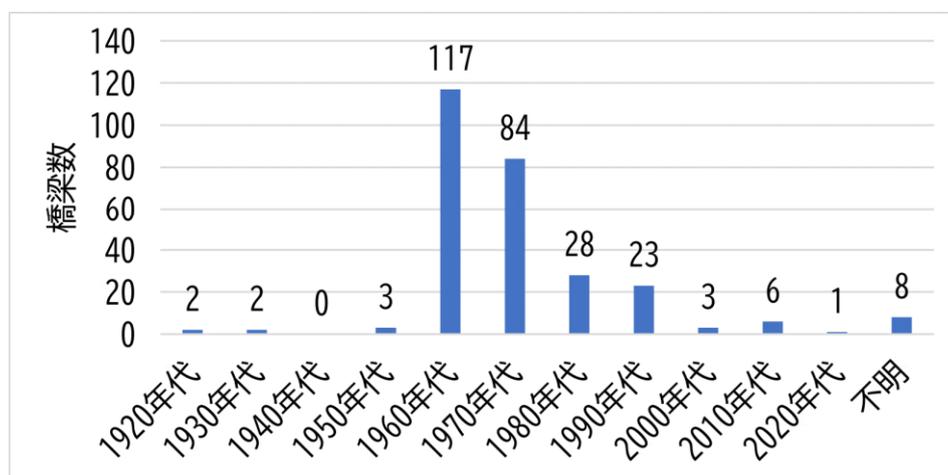
出典：寝屋川市橋梁長寿命化修繕計画

〔橋梁の整備状況〕



高度経済成長期の 1960 年代、1970 年代に架けられたものが全体の約 73%を占め、今後これらの橋梁の高齢化が一斉に進みます。

〔架設年代ごとの橋梁数〕



出典：寝屋川市橋梁長寿命化修繕計画

(ウ) 公園

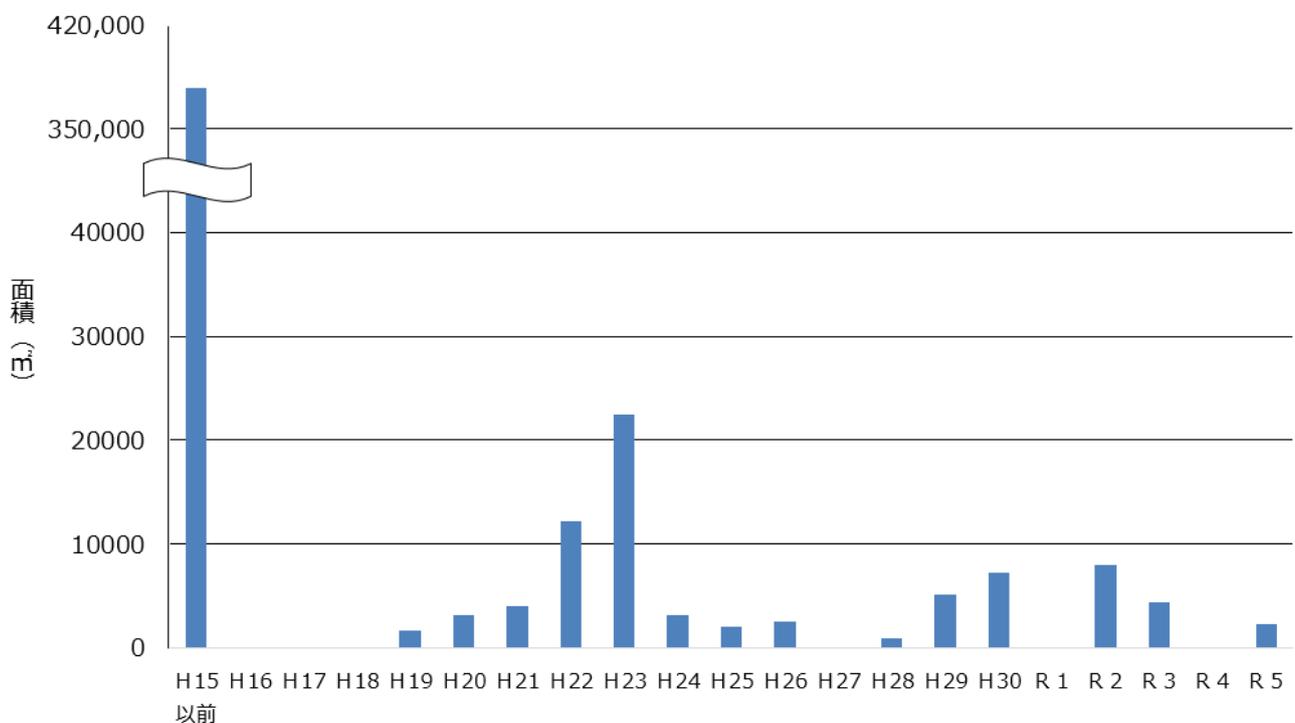
都市公園 72 箇所（456,778 平方メートル）、暫定的に広場として開放し、使用している公園 5 箇所（19,200 平方メートル）を管理しています。

そのほか、ちびっこ老人憩いの広場 293 箇所（69,786 平方メートル）を管理しています。

〔公園の状況〕

種別	箇所数	面積 (㎡)	主な名称	
都市計画公園	街区	15	38,103	池田 1 号公園、熱田公園、幸町公園 等
	近隣	15	116,288	小路明和公園、田井西公園、成田公園 等
	地区	1	47,584	南寝屋川公園
	緑道	1	38,232	友呂岐緑地
その他の都市公園	40	216,571	打上川治水緑地、2 号三井公園、寝屋ふるさと公園 等	
都市公園合計	72	456,778		
暫定公園	5	19,200	打上公園、平池町第 2 公園、大利元町公園 等	
ちびっこ老人憩いの広場	293	69,786	打上第 8、三井南町第 2、明德第 1 等	

〔都市公園の整備状況〕



(I) 上水道

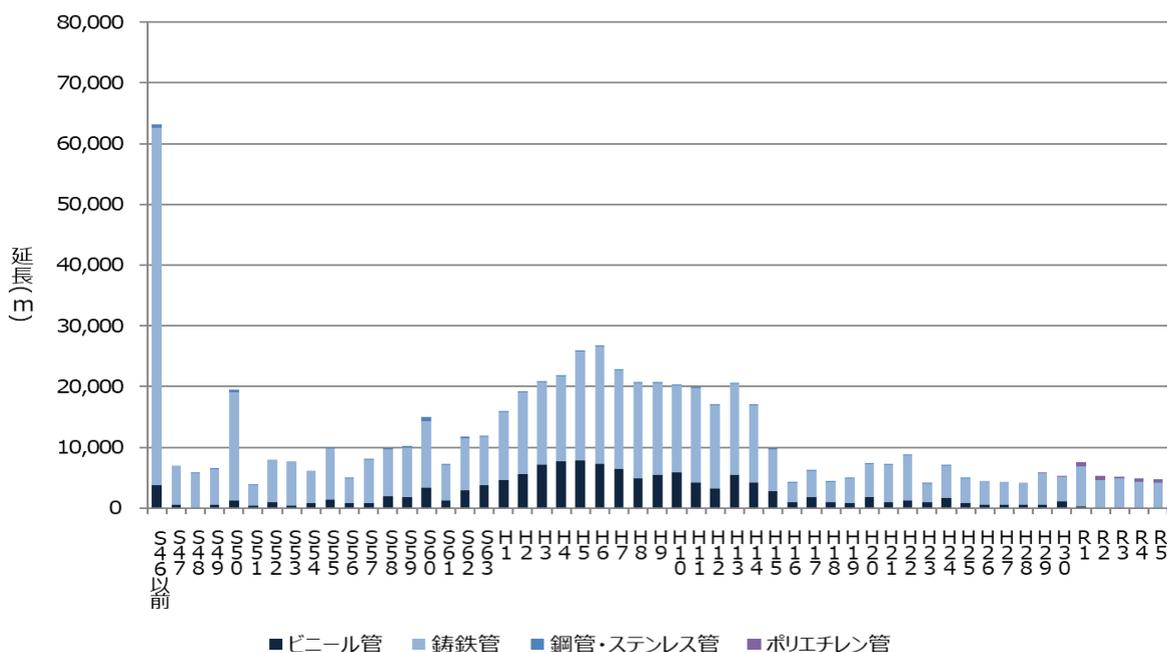
配水池 4 箇所（寝屋、打上、明德、成田東）、配水場 2 箇所（楠根、高宮あさひ丘）、ポンプ場 1 箇所（明德）、取水場 1 箇所（木屋）、浄水場 1 箇所（香里、生物処理施設含む）、給水モニター 7 箇所を管理しています。

また、管路としては、導水管・受水管・送水管・配水管をそれぞれ管理しており、総延長は 625,746 メートルとなっています。

〔上水道設備の状況〕

名称	区分	概要
寝屋配水池	受水施設	貯水量6,000m ³ 、配水能力64,000m ³ /日
	配水施設	
打上配水池	配水施設	貯水量3,200m ³
明德配水池	配水施設	貯水量4,300m ³
成田東配水池	配水施設	貯水量2,000m ³
楠根配水場	受水施設	貯水量12,600m ³ 、配水能力52,300m ³ /日
	送水施設	
	配水施設	
高宮あさひ丘配水場	配水施設	貯水量2,000m ³
	送水施設	
明德ポンプ場	受水施設	貯水量2,200m ³
	送水施設	
木屋取水場	取水施設	休廃止（取水能力13,800m ³ /日）
香里浄水場	浄水施設	休廃止（生物処理施設含む）
給水モニター	配水施設	7箇所

〔上水道の整備状況（管路）〕



(カ) 河川水路

排水管理を目的とした水路 6,717 メートル、用排水管理を目的とした水路 24,965 メートル、用水管理を目的とした水路 9,356 メートル、計 41,038 メートル等の水路を管理しています。

このほか、ポンプ場 2 箇所（唐操、堀溝）、排水機場 2 箇所（友呂岐、深谷）、揚水機場 1 箇所（木屋）、樋門 49 箇所などを管理しています。

〔河川水路の状況〕

区分	水路名	延長 (m)
排水管理施設	古川水路	2,700
	友呂岐水路	4,017
小計		6,717
用排水管理施設	寝屋川第 1 水路	1,958
	寝屋川第 2 水路	630
	寝屋川第 3 水路	1,357
	寝屋川第 4 水路	1,900
	寝屋川第 5 水路	2,165
	寝屋川第 6 水路	1,145
	寝屋川第 7 水路	1,372
	寝屋川第 8 水路	1,247
	寝屋川第 9 水路	1,067
	寝屋川第 10 水路	1,763
	寝屋川第 11 水路	2,023
	寝屋川第 12 水路	1,447
	石津第 2 水路	684
	田井第 1 水路	428
	点野第 1 水路	544
	点野第 2 水路	786
	池田第 1 水路	637
	葛原第 1 水路	493
	対馬江第 1 水路	333
	木田第 1 水路	8
	仁和寺第 1 水路	409
	河北第 1 水路	455
	河北第 2 水路	758
守口第 1 水路	439	
黒原第 1 水路	680	
蔀屋第 1 水路	237	
小計		24,965
用水管理施設	幹線水路	7,203
	二十箇水路	1,841
	神田第 2 水路	312
小計		9,356
合計 31 路線		41,038

ウ 土地

本市が保有する土地は、1,466,326.88 平方メートルとなっています。（道路等は除く。）

内訳は、行政財産を 1,409,607.98 平方メートル、普通財産を 56,718.9 平方メートル保有しています。

〔土地の状況〕

区分		面積 (㎡)	
行政財産	公用財産	本庁舎	14,214.69
		シティ・ステーション	436.38
		保健福祉センター	5,782.04
		その他	60,540.60
	公共用財産	小学校	418,211.99
		中学校	228,293.83
		幼稚園	10,667.41
		保育所	19,799.87
		住宅	54,144.50
		公園	318,705.15
		墓地	102,927.36
		その他	105,810.54
普通財産		56,718.90	
合計		1,396,253.26	
区分		面積 (㎡)	
水道事業会計		62,384.72	
下水道事業会計		7,688.90	



出典：令和5年度財産に関する調査（水道事業会計、下水道事業会計除く。）

※ 水道事業会計、下水道事業会計は施設の敷地面積のみ

※ 行政財産：普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した公有財産

※ 普通財産：行政財産以外は一切の公有財産

(2) 公共施設等の課題

ア 改修・更新費用

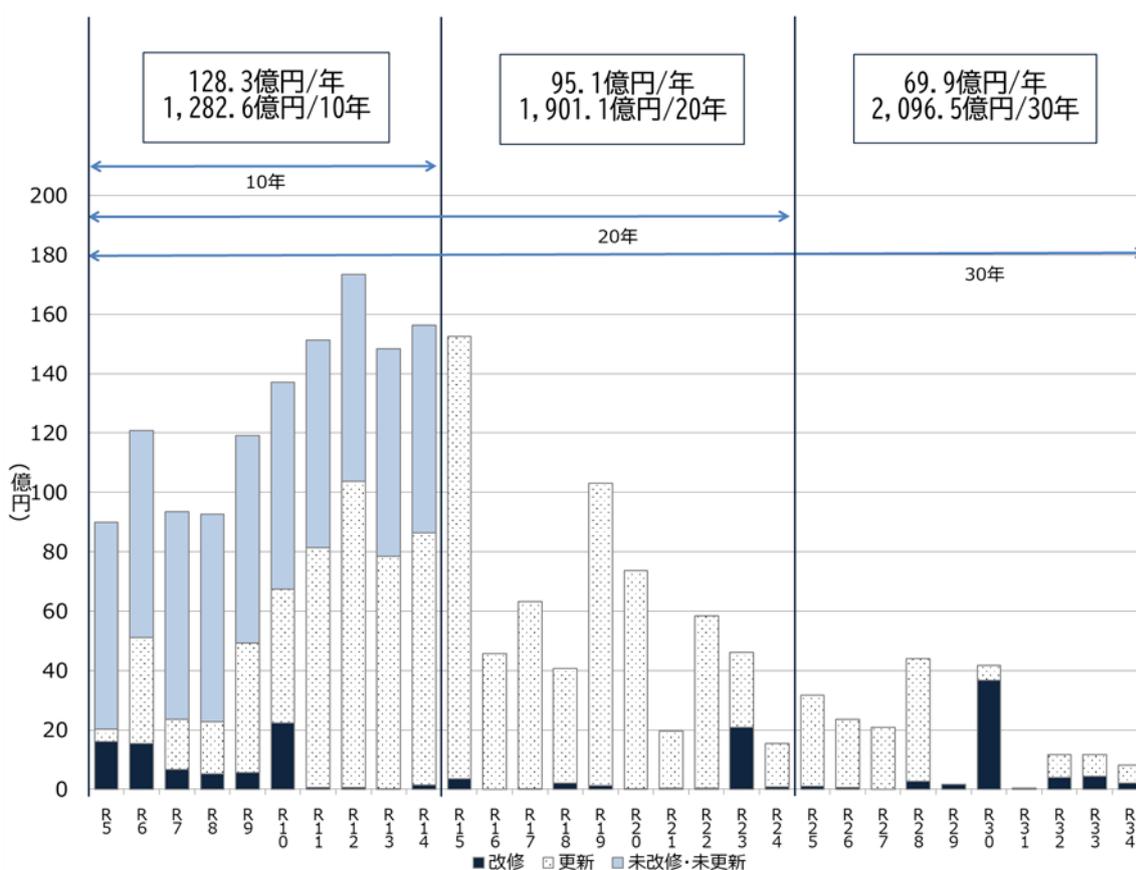
改修・更新費用は総務省の更新費用試算ソフト等を参考に推計しました。

(ア) 公共建築物

公共建築物における将来の費用推計は、建築後 30 年に大規模改修、建築後 60 年で更新（建替え）するものとして費用を推計しました。既に建築後 30 年以上が経過している建物及び建築後 60 年以上が経過している建物は、直近 10 年間に未改修・未更新費用として計上しました。

令和 14 年までは、更新時期を超過した建物の改修・更新に年度当たり 128.3 億円、令和 24 年までは、耐用年数を迎えた建物の更新に年度当たり 95.1 億円の費用が必要となり、将来 30 年間の年度当たり平均費用は 69.9 億円となります。

〔将来費用推計結果（公共建築物）〕



出典：寝屋川市公共施設適正化検討方針

(イ) インフラ

a 道路

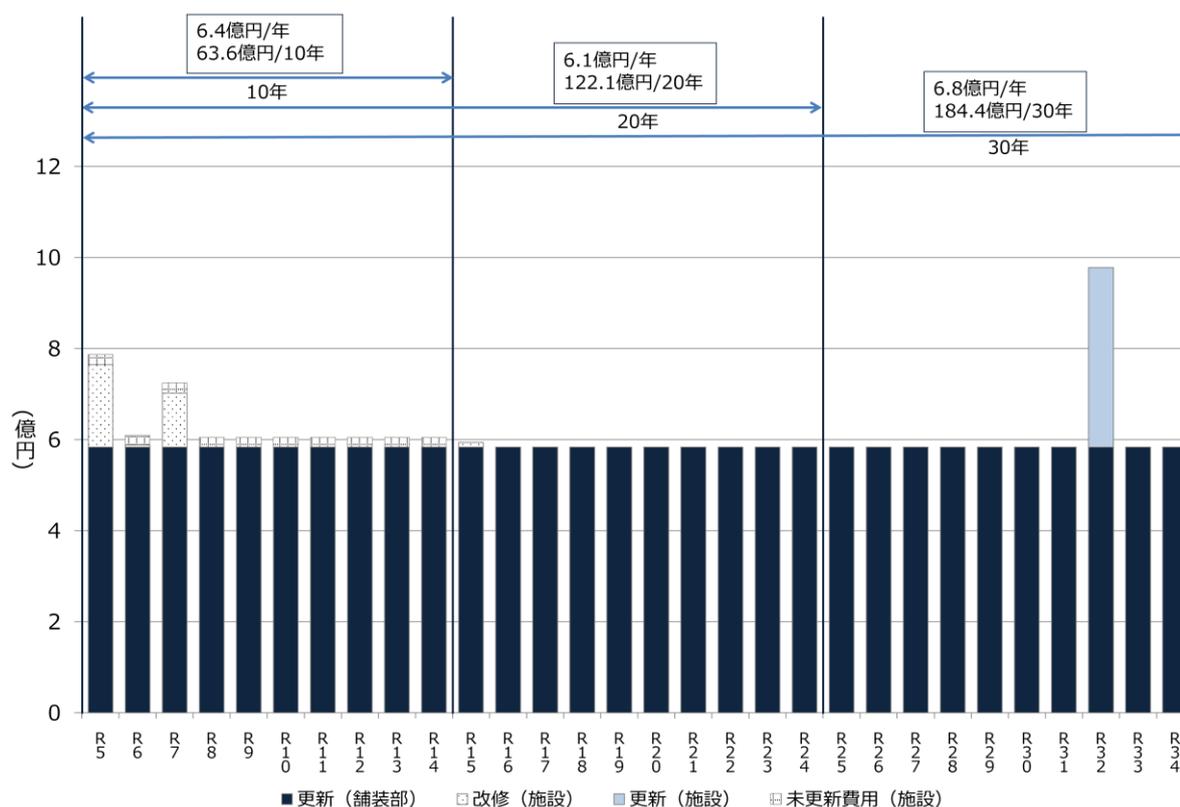
道路については、舗装及び駅前広場などに付帯する建築物を推計の対象としました。

舗装については、布設年度が不明であるため、道路部の道路面積を 15 年で更新（打換え）するものとして費用を推計しました。

トイレなどの建築物については、公共建築物と同様の条件で推計しました。

その結果、将来 30 年間の年度あたり平均費用は 6.8 億円となります。

〔将来費用推計結果（道路）〕

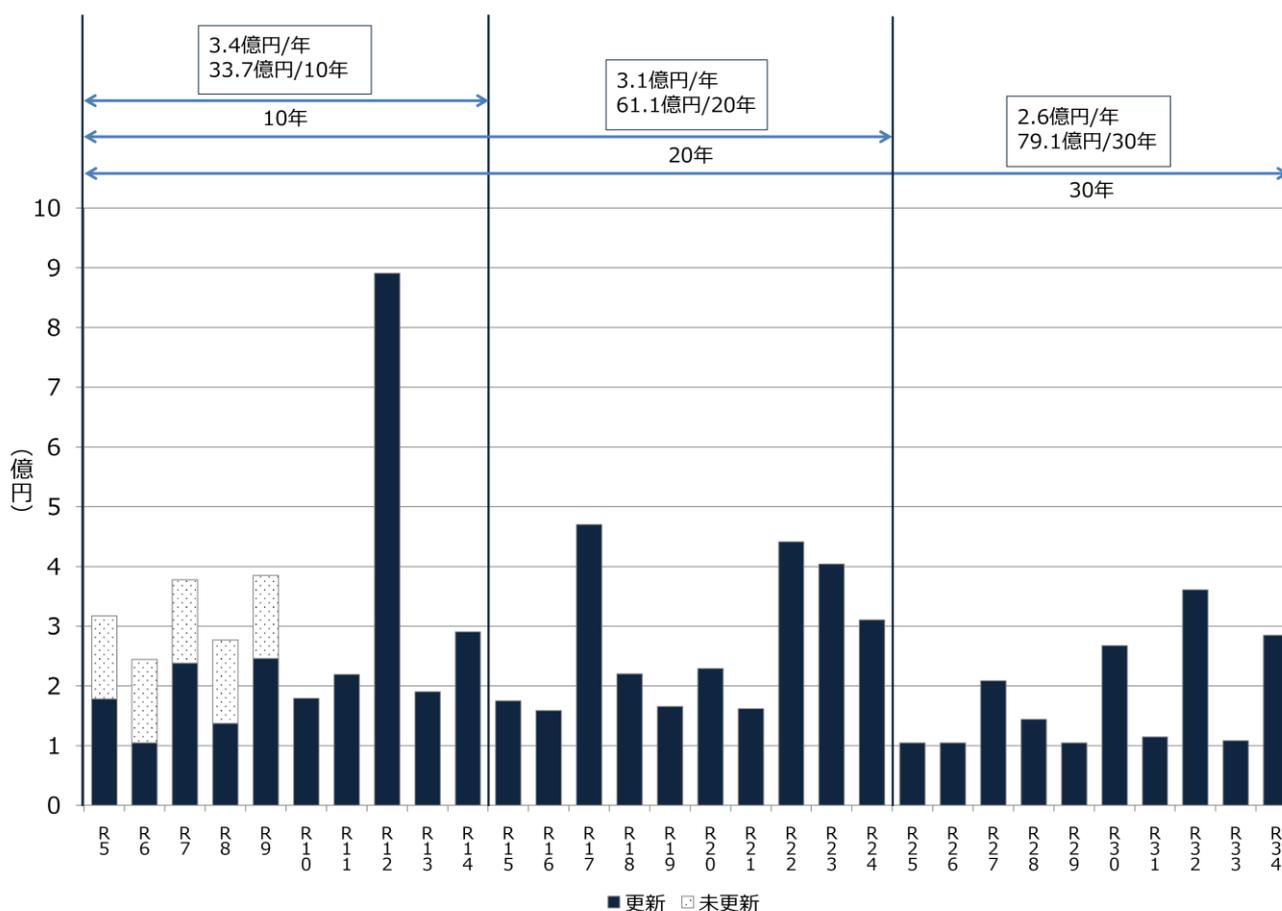


b 橋梁

橋梁については、架設年度が把握できているものについては、架設後 60 年で更新するものとして費用を推計しました。既に架設後 60 年以上経過している橋梁は、直近 5 年間で未更新費用として計上しました。

その結果、将来 30 年間の年度あたり平均費用は 2.6 億円となります。

〔将来費用推計結果(橋梁)〕

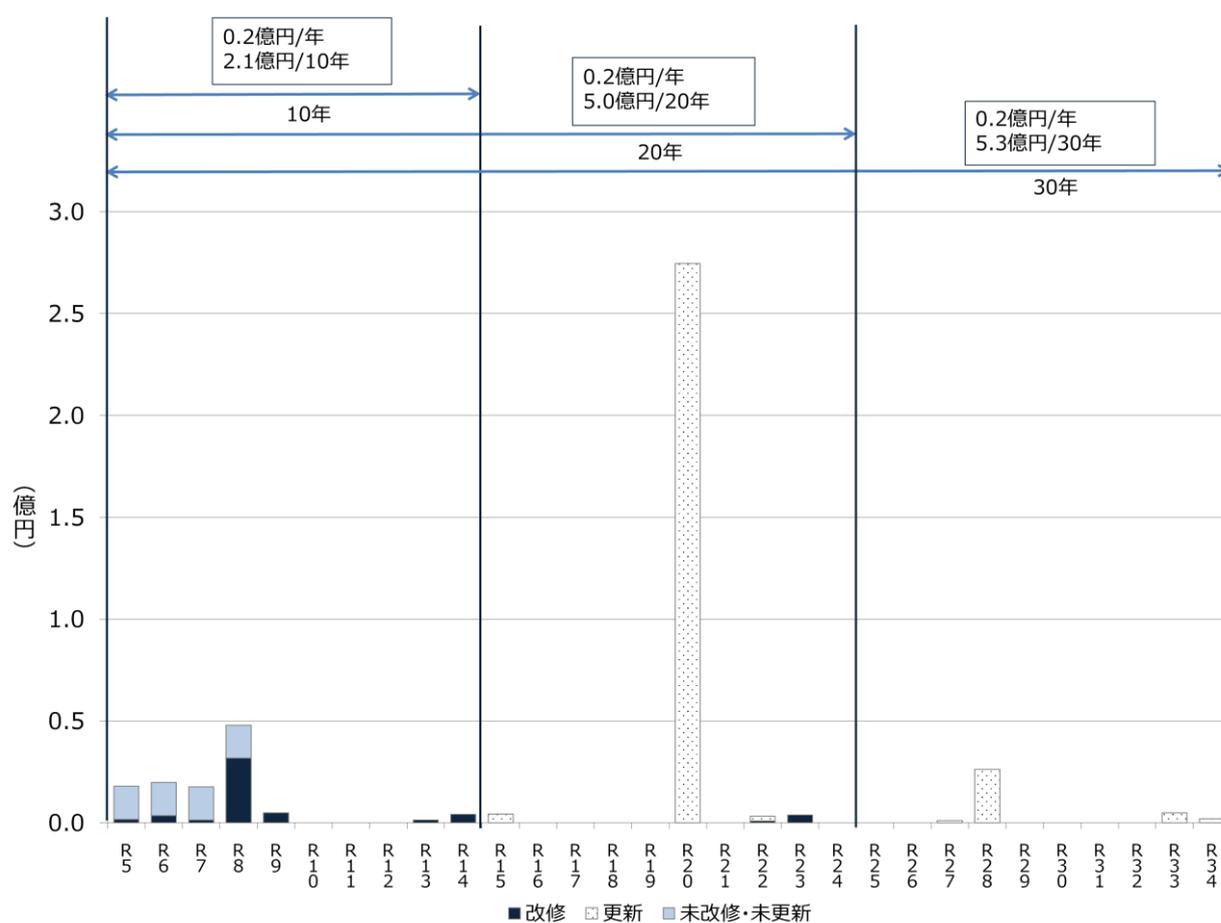


c 公園

公園については、トイレ、管理棟などの建築物を推計の対象とし、公共建築物と同様の条件で推計しました。遊具については、状態を監視しつつ、必要に応じて改修を行うことから、推計の対象外としました。

その結果、将来 30 年間の年度当たりの平均費用は 0.2 億円と、費用としては大きくないものの、令和 20 年に更新費用が集中することにより一定の費用が必要となります。

〔将来費用推計結果(公園)〕



d 上水道

上水道については、管路及び配水場、配水池、ポンプ場などの建築物や設備を推計の対象としました。

管路については、耐用年数を 40 年と設定し、管径別単価で推計しました。既に布設後 40 年以上が経過している管路は、直近 5 年間に未更新費用として計上しました。

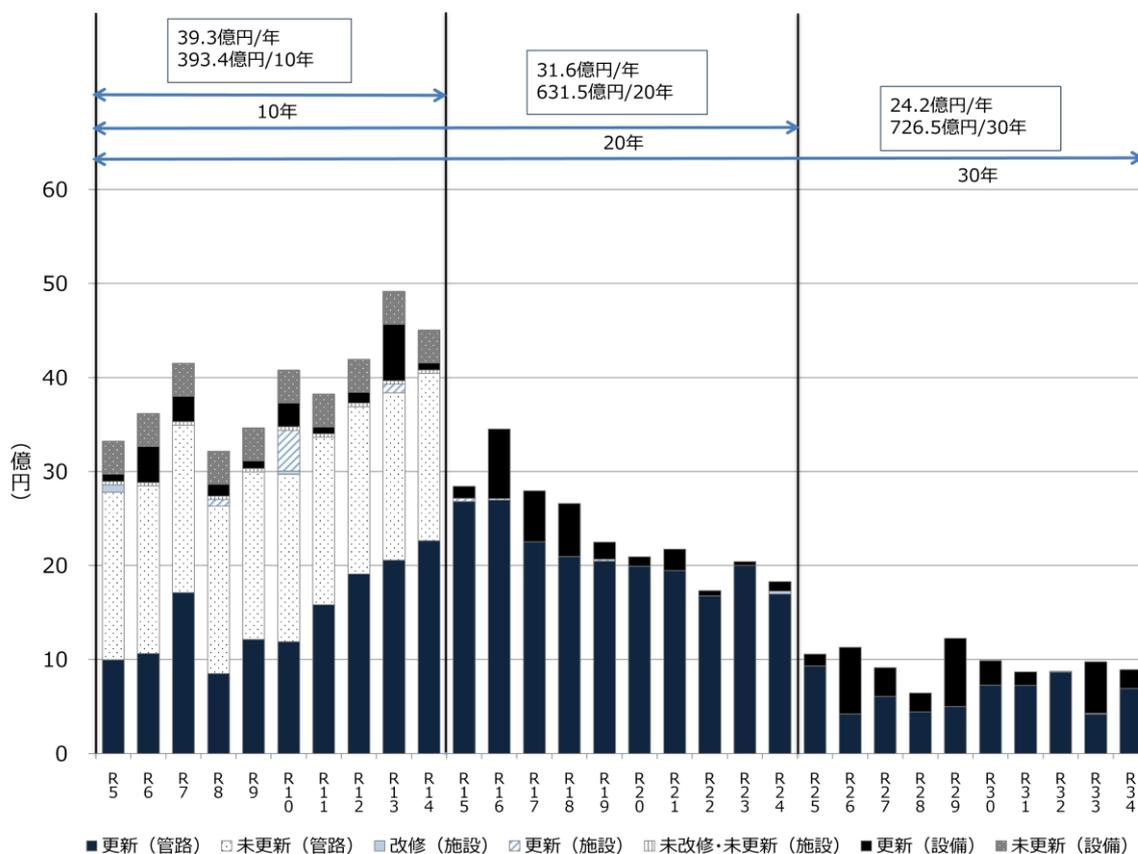
配水場、配水池、ポンプ場などにおける建築物については、公共建築物と同様の条件で推計しました。

配水場、配水池、ポンプ場などにおける設備については、固定資産台帳の取得価格、耐用年数を基に推計しました。既に耐用年数を経過している機器は、直近 10 年間に未更新費用として計上しました。

令和 14 年までは、更新時期を超過した管路の更新に多額の費用が必要となり、年度当たり 39.3 億円の費用が必要となります。

将来 30 年間の年度当たり平均費用は 24.2 億円となります。

〔将来費用推計結果(上水道)〕



e 下水道

下水道については、管路及びポンプ場の建築物や設備を推計の対象としました。

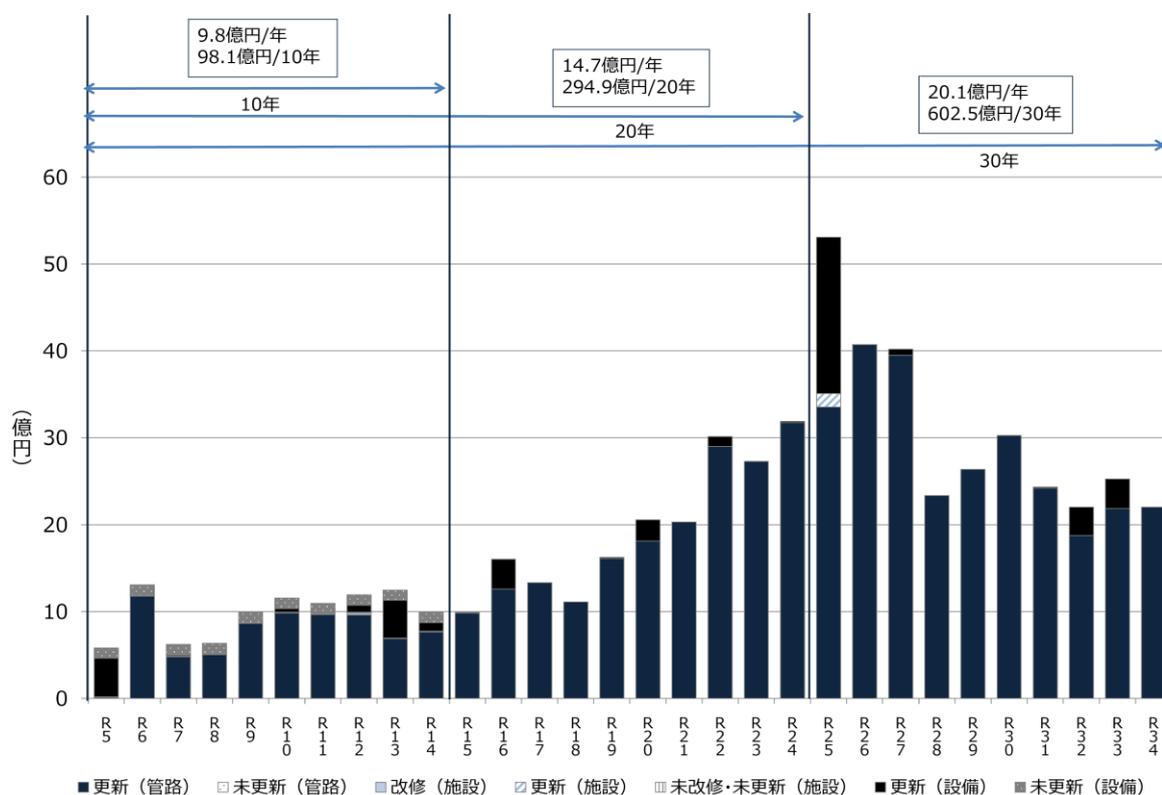
管路については、耐用年数を 50 年と設定し、管種別単価で推計しました。ポンプ場の建築物については、公共建築物と同様の条件で推計しました。

ポンプ場における設備については、固定資産台帳の資産額、耐用年数を基に推計しました。既に耐用年数を経過している機器は、直近 10 年間に未更新費用として計上しました。

大半は管路の更新費用となりますが、比較的新しいもので構成されているため、令和 19 年頃から更新が必要な管路が増加し、多額の費用が必要となります。

将来 30 年間の年度あたり平均費用は 20.1 億円となります。

〔将来費用推計結果(下水道)〕



f 河川水路

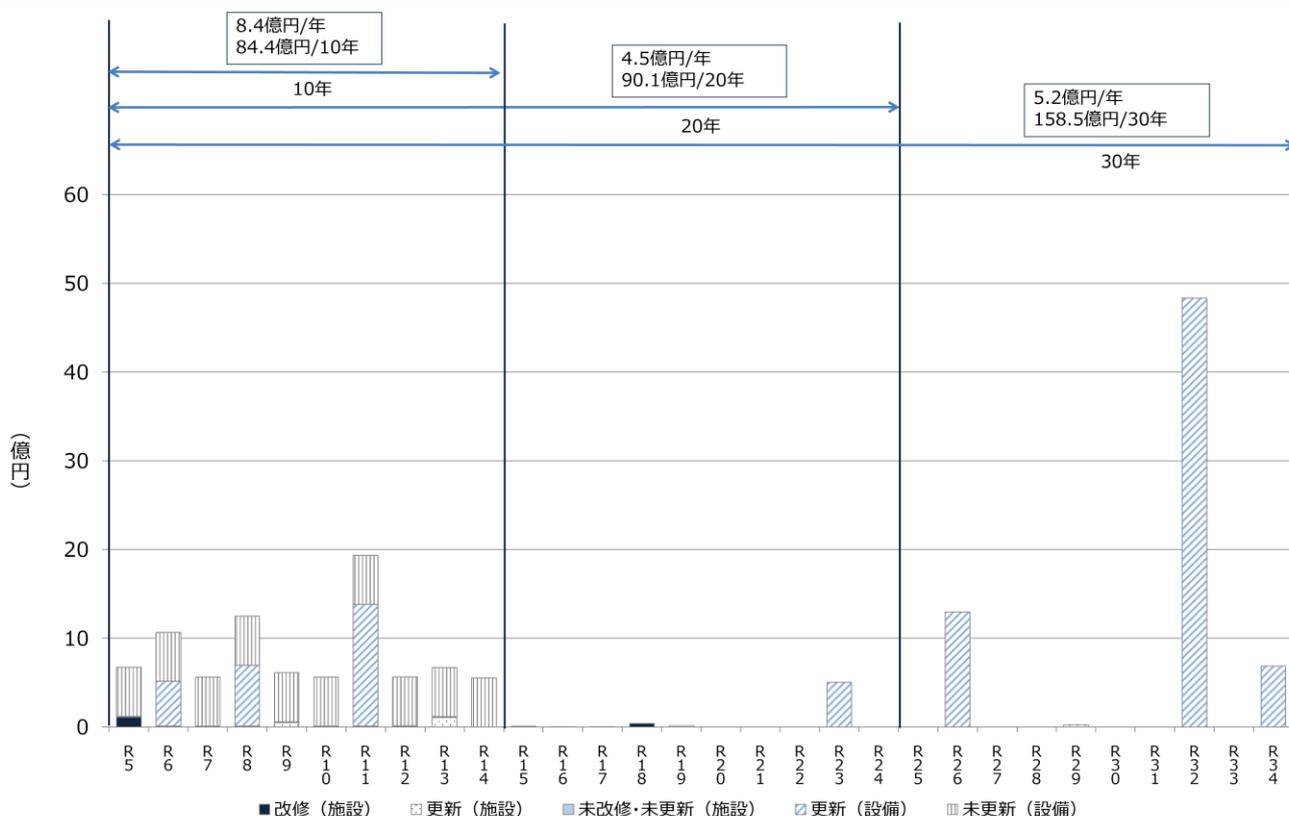
水路、樋門、ポンプ場などを管理していますが、水路及び樋門は永久構造物に近い類の構造物であるとの観点から、推計の対象外とし、ポンプ場などの建築物及び設備を推計の対象としました。

ポンプ場などの建築物については、公共建築物と同様の条件で推計しました。

ポンプ場などにおける設備の更新費用については、国土交通省水管理・国土保全局下水道部の流域別下水道整備総合計画調査指針と解説のポンプ施設の費用関数を、更新年数については、本市のこれまでの実績から40年で更新するものとして推計しました。既に40年以上経過している機器は、直近10年間に未更新費用として計上しました。

将来30年間の年度あたり平均費用は5.2億円となります。

〔将来費用推計結果(河川水路)〕



イ 改修・更新費用の推計から導き出される課題

公共建築物とインフラを合計した場合の費用は下図のとおりです。

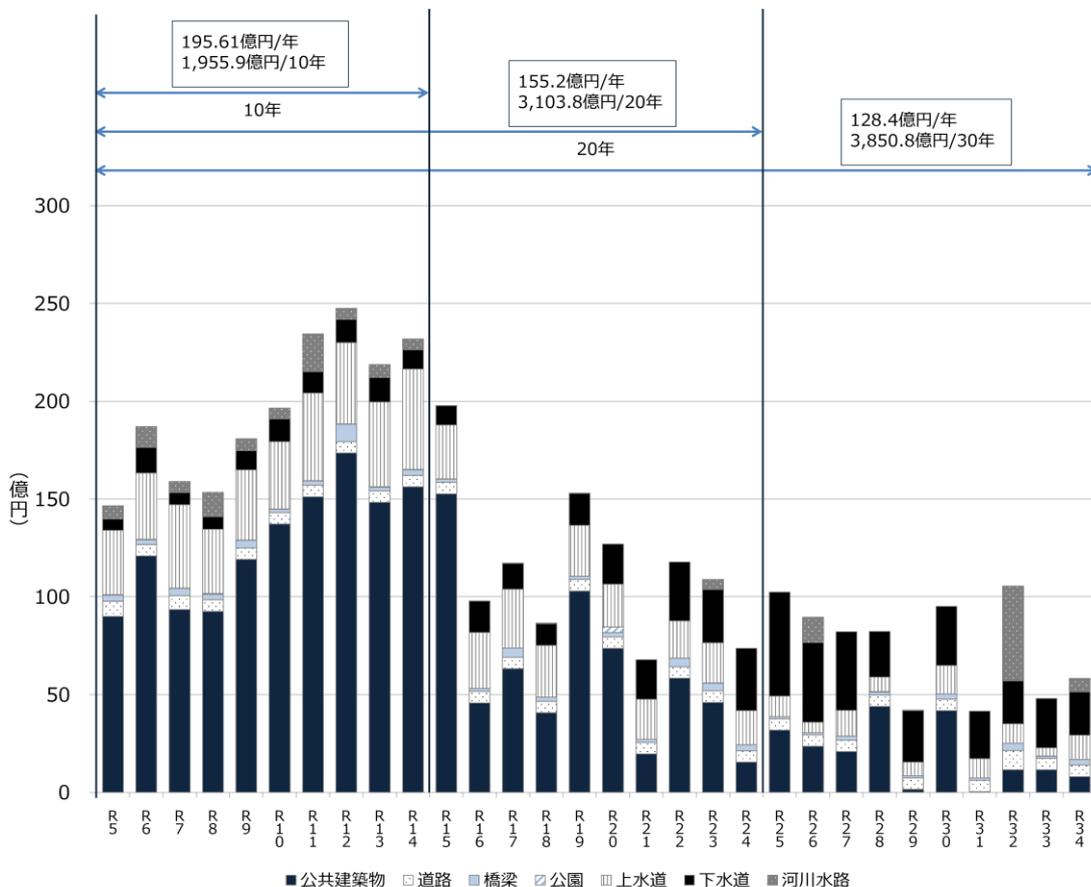
令和 34 年までの年度当たりの平均費用は、128.4 億円となり、総費用は 3,850.8 億円必要となります。

過去 10 年間における投資的経費、建設改良費等の年度当たりの平均実績が 112.5 億円であることや、削減の難しいインフラを除いた公共建築物については、現状の総延床面積を維持し続けた場合、市民 1 人当たりの延床面積や負担額が増加することを踏まえると、総量抑制等によるコスト削減に向けた取組が重要です。

また、行政需要がなく、未利用となっている土地については、保有することによるリスクも踏まえ、今後、売却や貸付などにより積極的に活用し、売却益や活用益を更新費用等に充当していく必要があります。

公共建築物とインフラを合計した場合の費用は下図のとおりです。

〔将来費用推計結果（公共施設及びインフラ）〕



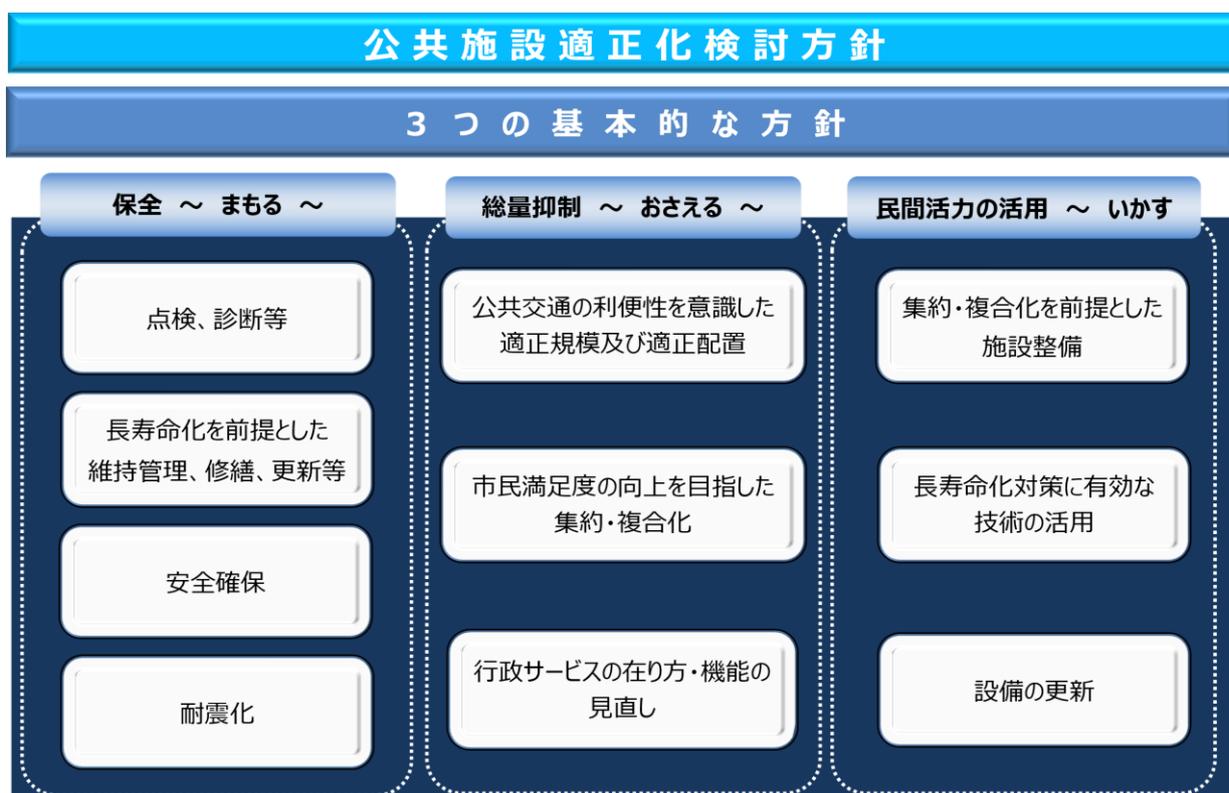
5 公共施設等の管理に関する基本的な方針

公共施設等を現状のまま、かつ標準的な耐用年数で更新を図ろうとする場合、将来費用推計が投資的経費等の実績を大きく上回り、財政制約内で維持していくことは困難な状況になります。

そのため、今後も維持していくと判断する施設等については、将来の財政負担軽減のため、長寿命化を図っていく取組が必須です。

一方、変化する施設の利用需要に柔軟に対応するためには、経済性のみを重視するだけでなく、利用者に寄り添ったユニバーサルデザイン化、地震対策などの安全性、脱炭素化を始めとする温室効果ガスの削減にも配慮し、管理・運営を進めていくことも重要であり、さらには、まちづくりの拠点となるエリアへの機能集約、地域交通の再編を進めるため、各種計画とも連携しながら、公共施設等のマネジメントを考えていく必要があります。

しかしながら、取組を進めていく上でダウンサイジングにより市民サービスの低下を招く恐れがあることから、将来を見据えた施設総量のダウンサイジングを実施しつつも、これまで以上に市民サービス、市民満足度を向上させる必要があるため、「公共施設適正化検討方針」による検討の視点も踏まえ、以下に示す3つの基本的な方針に沿って、公共施設等のマネジメントを進めます。



保全 ～ まもる ～

ア 点検、診断等

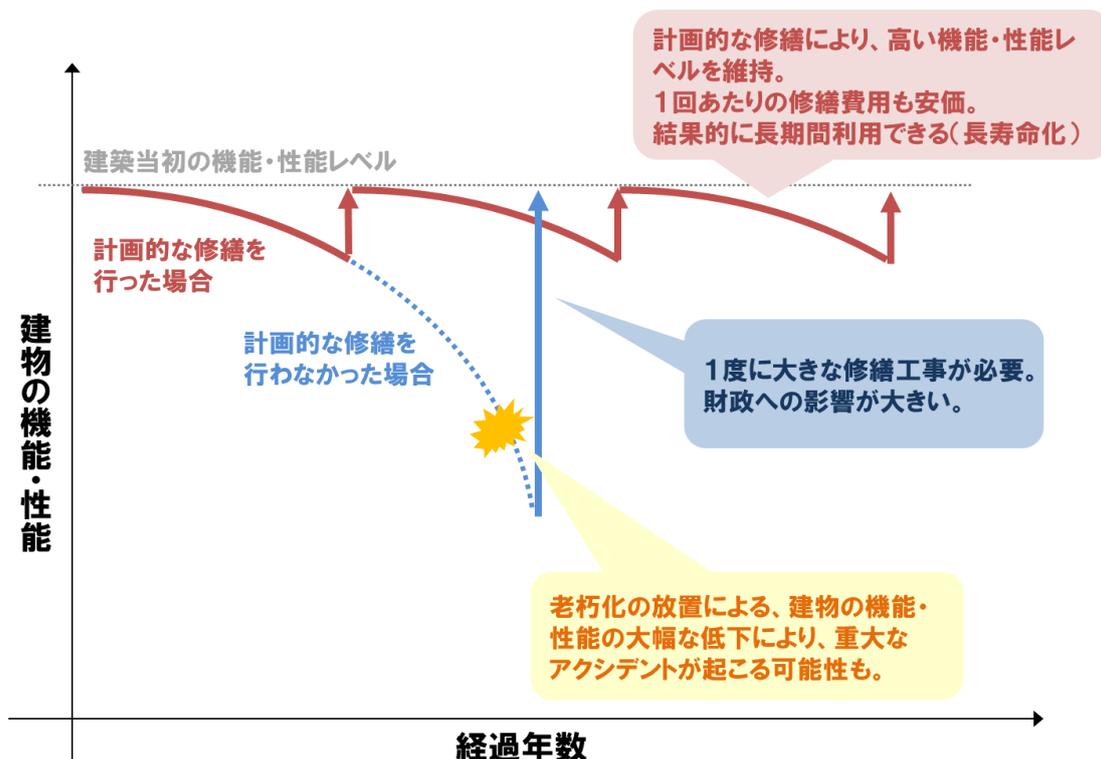
公共建築物については、日常点検や関係法令に基づく定期点検、また、建築士等による点検調査を引き続き行うとともに、各施設管理者において現状把握や必要な診断を実施し、インフラについては、所管省庁から示される技術基準等に基づき、点検・診断等を実施します。

点検・診断等の結果に基づき、日常的な補修や修繕を行うなど、今後の維持管理に活用していきます。

イ 長寿命化を前提とした維持管理、修繕、更新等

公共建築物やインフラの劣化の進行を遅らせ、さらには、機能低下を抑えるため、各種個別計画の内容を踏まえ、計画的・予防的に改修を行うことにより、危険箇所の回避や将来的なコストの縮減、平準化を図ります。

これらの取組により、改修・更新にかかる多額の費用や突発的に起こる過大な改修費用を抑えることを目指します。



ウ 安全確保

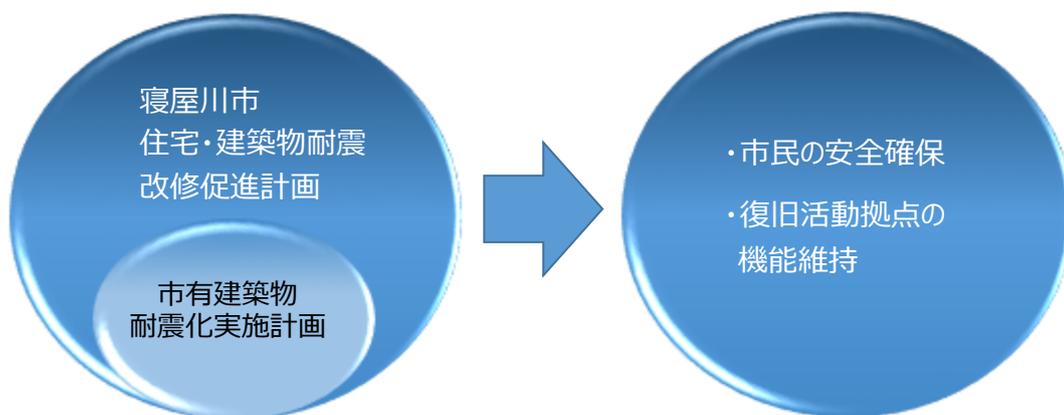
点検・診断等において、コンクリート材の落下が懸念されるなど、危険性が高いと判断された場合、利用者の安全確保を第一に考え、優先度を高め緊急的な修繕等を行います。



エ 耐震化

本市では、昭和 56 年以前の旧耐震基準に基づき建築された特定建築物のうち、現行の耐震基準と同等の耐震性を有しない建築物を対象とした「市有建築物耐震化実施計画」を平成 20 年に策定し、避難所など災害時の活動拠点となる施設については耐震対策を計画的に行ってきました。

今後も、「寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画」と整合を図りつつ、その他の施設についても、市民の安全確保、復旧活動拠点の機能維持を目指します。



総量抑制 ～ おさえる ～

公共建築物については、社会情勢、市民ニーズの変化に対応した機能・施設の集約・複合化及び行政サービスの在り方・機能の見直しなどを行い、発揮される機能、提供するサービス水準の維持又は向上を目指すとともに、コンパクトなまちづくりを目指す立地適正化計画や地域公共交通の形成に向けた地域公共交通網形成計画と連携し、保有面積の抑制を検討します。

インフラについては、今後も、長期的に安全かつ快適な市民生活を確保するためには必要不可欠であることから、適切な維持管理を推進します。

なお、施設の集約・複合化に当たっては、施設を利用する市民の利便性等を十分に考慮した上で、適正化検討方針に基づき、次に掲げる視点を踏まえ行います。

集約・複合化の視点

- 「集約化」は、1つの施設に類似の機能を複数合わせ集約することをいい、「複合化」は異なる複数の機能を複合することで、その配置等の工夫によるスケールメリットなど、新たな価値を付加しつつ、1つの建物に再編することをいう。
- 将来の行政規模の在り方を意識し、公共交通の利便性（市民サービスのターミナル化）を意識した適正規模及び適正配置を検討する。
- 活用が難しい施設については機能移転、施設が新しいなど活用することが合理的な施設については、他施設機能の集約・複合化等も含めて検討する。
- 将来の「市民サービスの充実・強化」と「施設総量のダウンサイジング」を同時に実現するため、利益を市民満足度に変換した利用者数検証指標（ねやがわ版 ROA 基準）に基づき、市民満足度の向上を目指した施設更新を進める。

市民サービス目標	市民が利用を目的とする施設については、集約化・複合化等により、 利用者数検証指標（100㎡・時間当たり利用者数）の増加 を目指す。 ※「利用者数検証指標」は、（利用者数÷開館時間÷床面積）×100㎡で算出
ダウンサイジング目標	今後20年間で56,887㎡（約13.5%）削減するため、 10年間で約28,500㎡（約6.8%）の削減 を目指す。

出典：寝屋川市公共施設適正化検討方針

民間活力の活用 ～ いかす ～

ア 集約・複合化を前提とした施設整備

施設の更新等により整備する場合は、複数の用途・機能を同一の建物に集約・複合化することで、従前より保有面積を減らします。

また、整備に当たっては、民間活力（PPP、PFI など）の積極的な活用を検討し、コスト削減を目指します。

イ 長寿命化対策に有効な技術の活用

低コストを実現するため、民間事業者の先進技術を積極的に活用するとともに、耐久力のある資材の利用や長寿命化を前提とした修繕・改修が容易な仕様の導入の可能性を検討します。

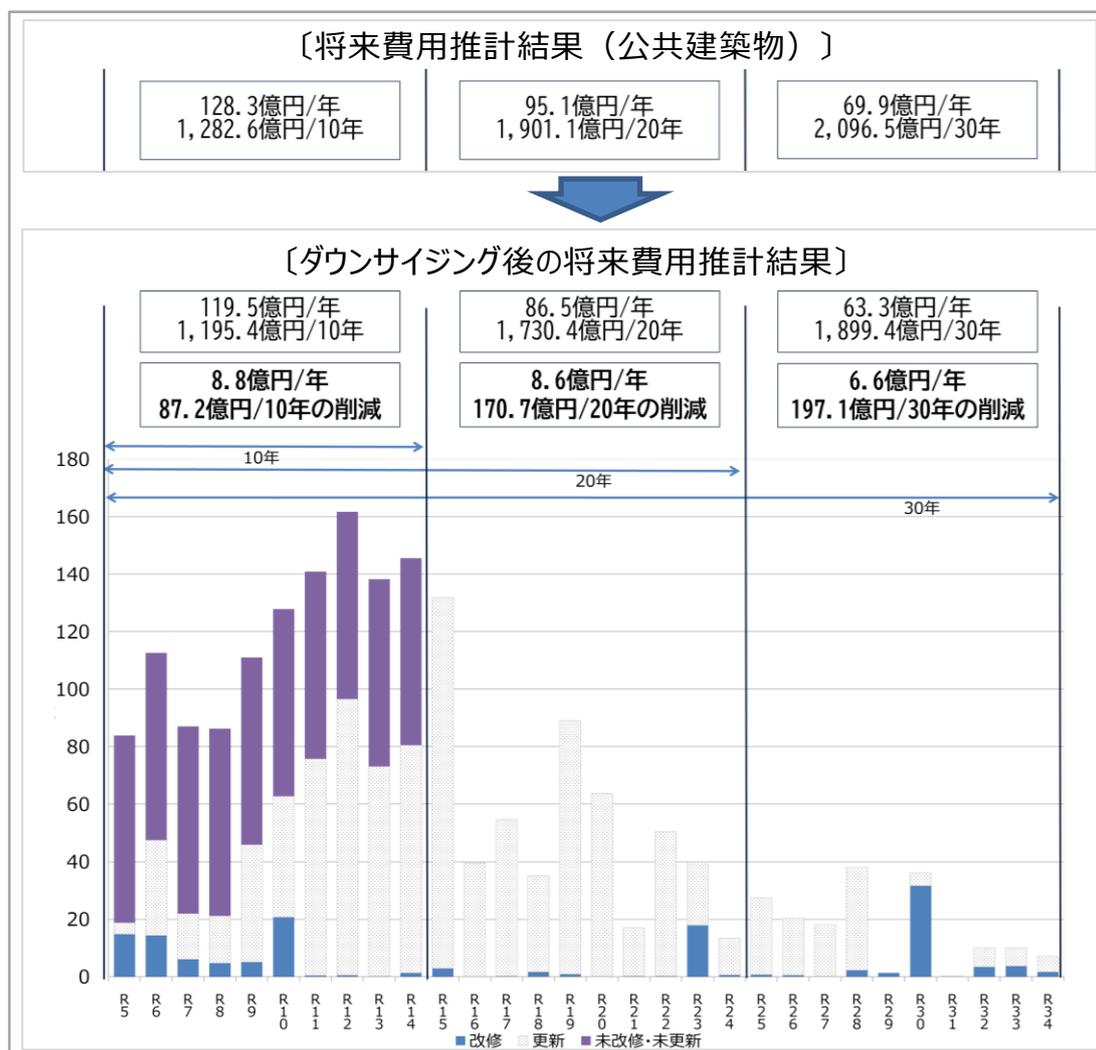
ウ 設備の更新

設備機器の更新については、省エネルギー化が可能な代替機器やその効果を検証し、特にエネルギー消費量の多い空調設備、照明設備等については、計画的に改善するなど省エネルギー化を推進します。

6 施設総量のダウンサイジングを行った場合の削減効果

将来費用推計をもとに、改修・更新が必要な施設が集中する今後 20 年の市民 1 人当たりの負担額について推計すると、現状の水準（1 人当延床面積）を維持した場合、人口減少に伴って 1 人当たりの負担が増加していくことになり、具体的に床面積を削減することが将来の改修・更新費用の削減につながるものであることから、適正化検討方針において、令和 14 年までに約 28,500 平方メートル（約 6.8 パーセント）、令和 24 年度までに 56,887 平方メートル（約 13.5 パーセント）の床面積の削減を適正化目標（ダウンサイジング目標）として掲げています。

施設総量のダウンサイジングを行った場合、10 年間で約 87.2 億円（8.8 億円/年）、20 年間で約 170.7 億円（8.6 億円/年）、30 年間で約 197.1 億円（6.6 億円/年）の削減効果が見込まれます。



7 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共建築物・土地

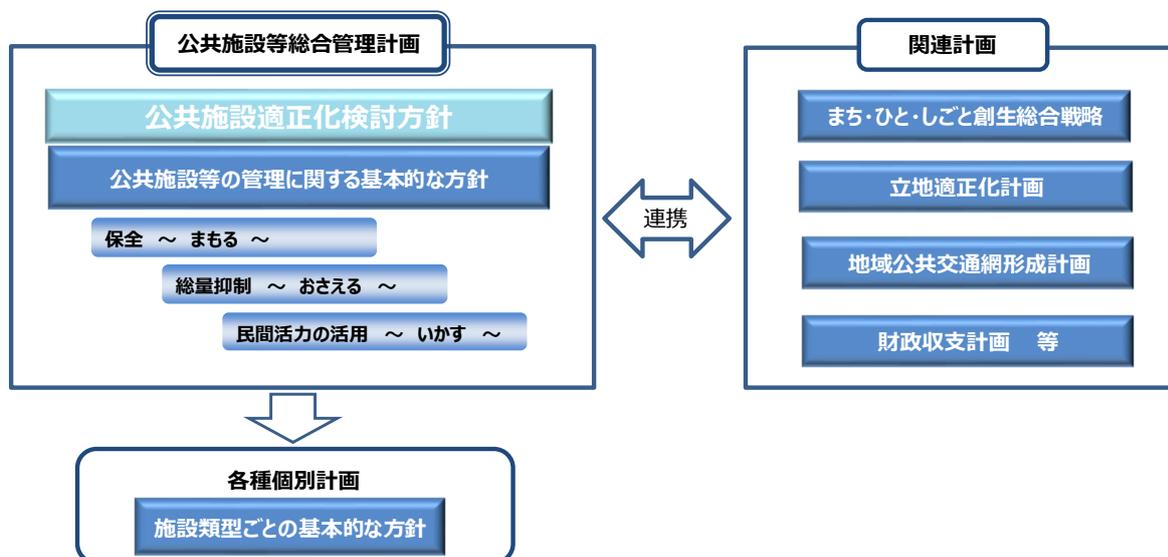
「5 公共施設等の管理に関する基本的な方針」において示した考え方を推進するため、各種の個別計画に基づき、公共施設等に関する具体的な施策を実行に移していきます。

- 第2次市民サービスの「ターミナル化推進計画」
- 寝屋川市公共施設等総合管理計画 個別計画アクションプラン 等

(2) インフラ

今後も長期的かつ快適な市民生活を確保するためには必要不可欠であることから、適切な維持管理を推進するため、公共施設等総合管理計画で分類したインフラ種別（道路、橋梁、公園、上水道、下水道、河川水路）ごとに、インフラ保全計画を策定しています。

- 舗装長寿命化修繕計画（道路）
- 橋梁長寿命化修繕計画（橋梁）
- 公園施設維持管理計画（公園）
- 第11期施設等整備事業計画（上水道）
- 下水道ストックマネジメント計画（下水道）
- 水路関係施設保全計画（河川水路） 等



8 計画の推進体制

(1) 全庁的な推進体制の構築

全庁的な検討については、必要に応じて用途、方向性ごとに分類分けして検討部会において検討を行うなど、より実効性の高い実行計画の策定に向けた体制を構築するとともに各種計画との連携を図ります。

○公共施設等適正化推進委員会

将来の市民サービスの規模・在り方を含めた公共施設・機能・サービスの再配置を進めるとともに、「市民サービスの充実・強化」と「施設総量のダウンサイジング」を同時に実現するための取組を推進する意思決定機関として統括を行う。

委員：副市長、教育長、部長級以上の職員

○公共施設適正化検討部会

公共施設等の適正化に必要な事項を専門的及び横断的に検討を行う。

委員：対象の公共施設等を所管または関係する次長・課長等

- ・ターミナル化検討部会
- ・公園、スポーツ施設等再編検討部会
- ・地域施設検討部会
- ・未利用施設検討部会

※必要に応じて新たに部会を設置

(2) 人材育成

今後、全庁的に公共施設等のマネジメントを推進するに当たっては、職員一人一人が、市全体の施設の状況や将来の見通しについて十分理解し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指すことが必要となります。

このため、職場でのOJTや研修等を通じて職員の人材育成に努め、予防保全の考え方の浸透やコスト意識の向上に努めます。

(3) 計画的な予算確保

公共建築物やインフラについて、計画的・効率的な維持管理に取り組み、ライフサイクルコストの低減を図るため、改修・更新する施設等の優先順位を整理した上で、計画的な予算確保に努めます。

(4) 施設情報の一元管理

これまで施設を所管する各部局に分散していた維持管理、利用状況等に関する施設情報をデータベース化し、一元的に管理します。

市が所有する公共建築物等を対象とし、施設カルテの作成や固定資産台帳、財務会計システムとも連携したコストの集計・分析機能の導入に取り組みます。

(5) 計画改定後の進め方

社会経済情勢の変化や、各個別計画での進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の改定を進めます。

なお、個別計画の推進に当たっては、その進行管理を適切に行うことが公共施設等総合管理計画の実効性を高めることにつながることから、PDCI サイクル等による個別計画の点検等を行います。



寢屋川市公共施設等総合管理計画
平成 29 年 3 月（令和 7 年 8 月改定）

発行：都市デザイン部 都市二課（公共施設立地）
〒572-8555
大阪府寢屋川市本町 1 番 1 号
[TEL:072-813-1225](tel:072-813-1225)
E-mail:toshi02@city.neyagawa.osaka.jp